

砂川市住生活基本計画

令和7年3月
北海道砂川市

砂川市住生活基本計画

【目 次】

序 章 計画策定の目的と位置づけ

- 1. 計画策定の目的と位置づけ 1
 - (1) 計画策定の背景と目的
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
 - (4) 計画策定体制
- 2. 計画策定の流れ 3

第1章 砂川市の概況

- 1. 砂川市の概況 4
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 気候
 - (3) 人口・世帯数の推移
 - (4) 自然動態・社会動態の推移
 - (5) 年齢構成
 - (6) 世帯人員構成
 - (7) 高齢者世帯の状況（65 歳以上人口比率、世帯比率の推移）
 - (8) 子育て世帯の状況（18 歳未満人口比率、18 歳未満の子どもがいる世帯比率の推移）
 - (9) 都市基盤整備の状況
 - (10) 生活環境施設の分布状況
- 2. 上位・関連計画の概要 15
 - (1) 砂川市第7期総合計画
 - (2) 砂川市都市計画マスタープラン
 - (3) 砂川市強靱化計画
 - (4) 第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - (5) 第9期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画
 - (6) 第4次砂川市障がい者計画
 - (7) 第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画
 - (8) 砂川市地域防災計画
 - (9) 砂川市空家等対策計画
 - (10) 住生活基本計画（全国計画）
 - (11) 北海道住生活基本計画

第2章 砂川市の住まい・住環境の課題と展開方向

1. 国・北海道・砂川市の住宅施策から見た住まい・住環境の課題と検討事項 26
 - (1) 各推進施策の庁内における具体的な取り組み内容・課題・施策の方向性のための評価
 - (2) 国の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性
 - (3) 北海道の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性
2. 砂川市の推進施策及び国・北海道の住宅施策から整理した本計画の推進方針 34

第3章 砂川市の住宅施策の展開

1. 本計画の推進方針及び視点、推進施策 35
2. 推進施策の具体的な取り組み 36
3. 基本理念・基本目標 41
 - (1) 基本理念の設定
 - (2) 基本目標の設定

第4章 砂川市における重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定 42
2. 重点プロジェクト「砂川住まいるサポートプロジェクト」の展開 43

第5章 砂川市の住宅施策の推進に向けて

1. 砂川市の住まい方の推移 44
 - (1) 世帯の住まい方の状況
 - (2) 高齢者世帯（65歳以上の世帯員がいる一般世帯）の住まい方の状況
2. 将来フレーム（人口・世帯・住まい方）の設定 46
 - (1) 砂川市における人口・世帯数の推計
 - (2) 砂川市の住まい方の将来フレームの設定
3. 計画の推進に向けて 50
 - (1) 市民・事業者及び行政の役割
 - (2) 計画の見直し等

資料編

1. 従前計画施行開始から現在までの取り組み状況 51
 - (1) 住生活基本計画に関わる取り組みの経緯
 - (2) 住生活基本計画に関わる取り組みの実績
2. 砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱 55
3. 砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱 57

● 序章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的と位置づけ
2. 計画策定の流れ

1. 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

① 背景

砂川市住生活基本計画（以下、「本計画」という）は、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るため、平成 26 年度に策定されました。しかし、本格的な人口減少及び少子高齢化社会の到来や、自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新たな日常」に対応した生活様式の転換など社会環境は大きな変革の時期を迎えており、このような変化に対応する住宅施策の位置づけ・取組の見直しが求められています。

国では、これらの変化に対応した新たな住宅施策の展開を図るため、国民の豊かな住生活の実現を目指して住生活の安定確保・向上を促進するために、住生活基本法（平成 18 年 6 月制定）に基づいて平成 18 年 9 月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定するとともに、平成 23 年 3 月、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月にはその変更計画を定めています。そして、全国計画に則して、北海道でも、安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するため、平成 19 年 2 月に「北海道住生活基本計画」が策定され、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月及び令和 4 年 3 月に見直しされました。

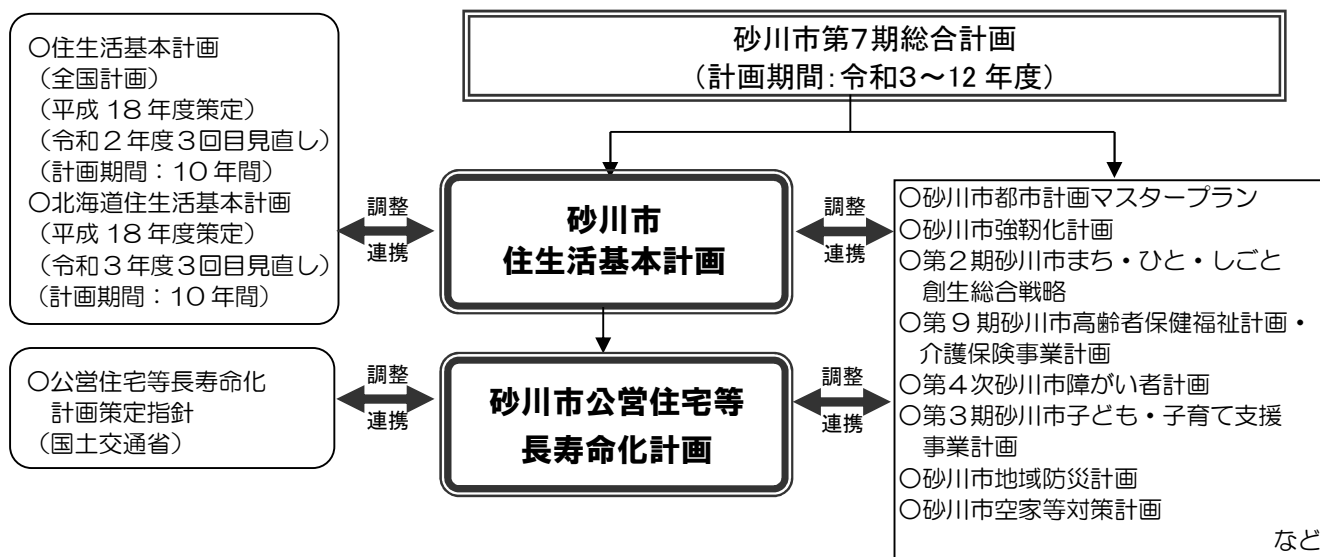
本市においても、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るために本計画を見直し策定する必要があります。

② 目的

今後の本市における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的とし、市の現状、住まい・住環境の特性等から、住宅施策の基本理念・基本目標を設定するとともに、住宅施策の展開方向や推進施策等について総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「砂川市第 7 期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画と調整・連携を図ることとします。



(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和16年度までの前半10年間を計画期間とし、令和17年度から令和26年度までの後半10年間を構想期間とします。概ね、5年ごとに計画の見直しを図ります。

令和7年度	令和16年度	令和17年度	令和26年度
計画期間		構想期間	

(4) 計画策定体制

本計画策定にあたり、以下の検討組織を設置し、計画に関わる協議・検討・連絡・調整等を行います。

① 策定委員会

策定委員会は関連団体・機関、関連部局の部長等で構成し、策定内容に対する協議・修正及び承認を目的として設置します。

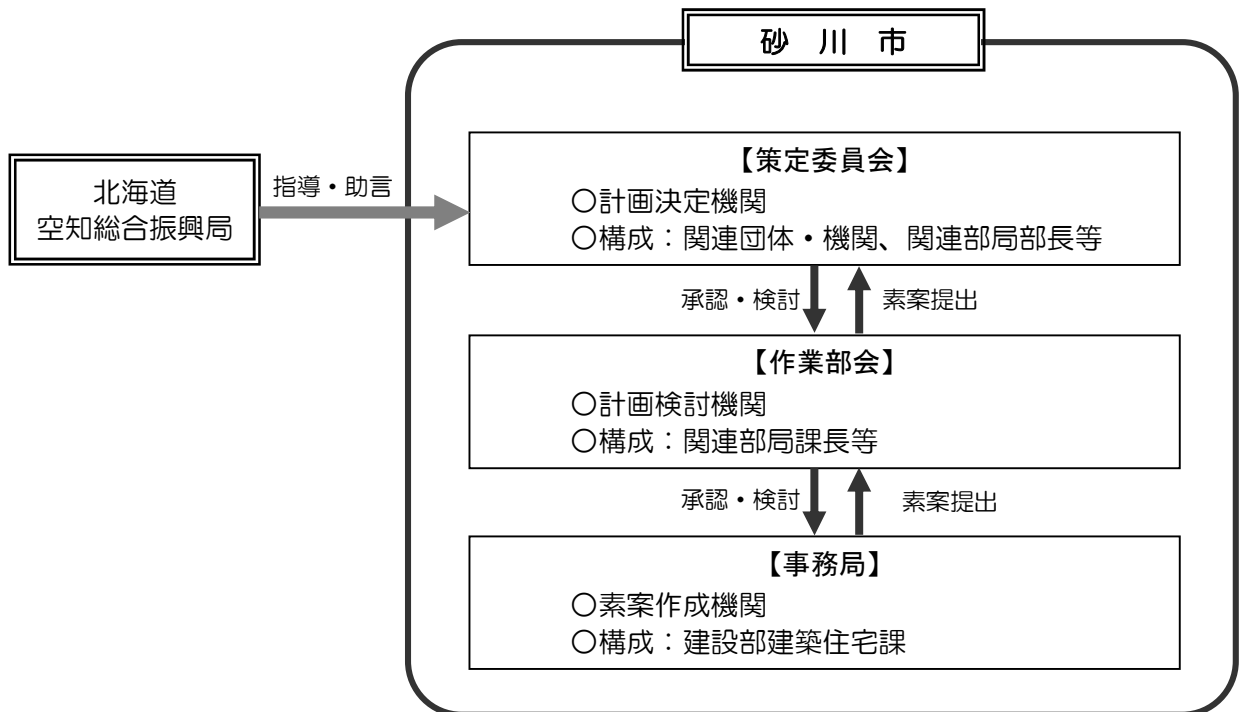
② 作業部会

作業部会は関連部局の課長等で構成し、策定内容に係る各種詳細事項の検討・調整・修正や事務局案に対する意見の聴取、及び各課の連携・調整を図ることを目的として設置します。

③ 事務局

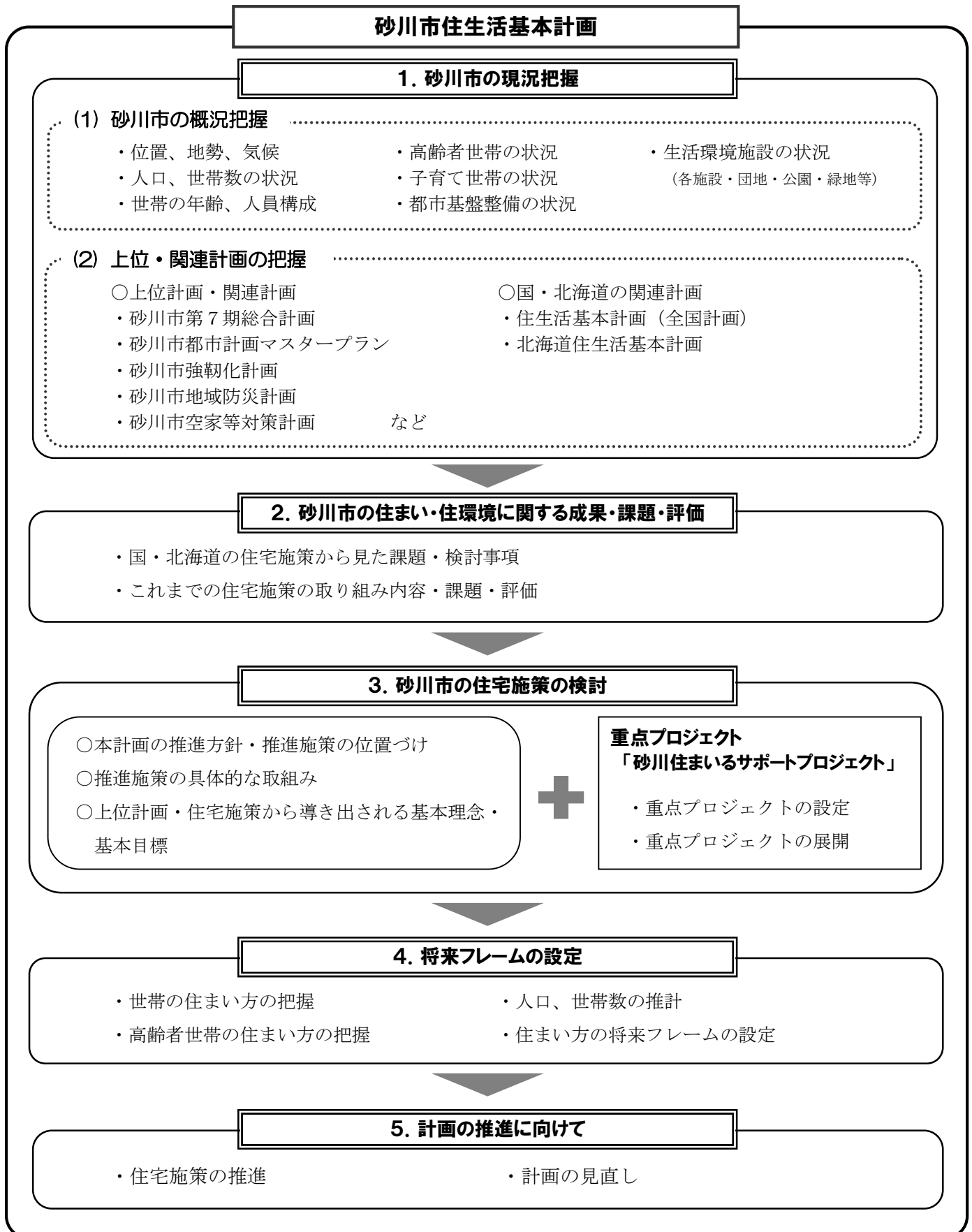
事務局は建設部建築住宅課の職員で構成し、検討・計画策定に必要な資料データの収集、策定委員会での協議・検討に必要な各種素案等の作成・整理を目的として設置します。

● 計画策定体制



2. 計画策定の流れ

砂川市住生活基本計画の策定の流れを以下に示します。



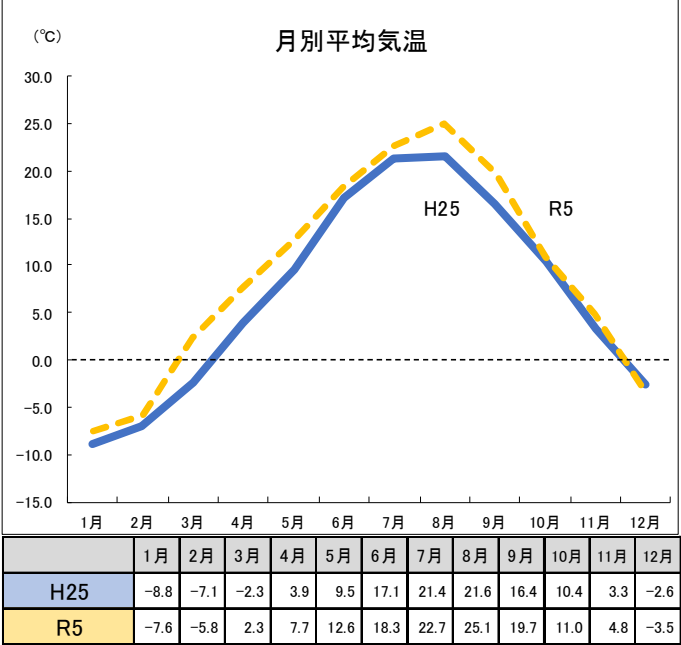
● 第1章 砂川市の概況

1. 砂川市の概況
2. 上位・関連計画の概要

(2) 気候

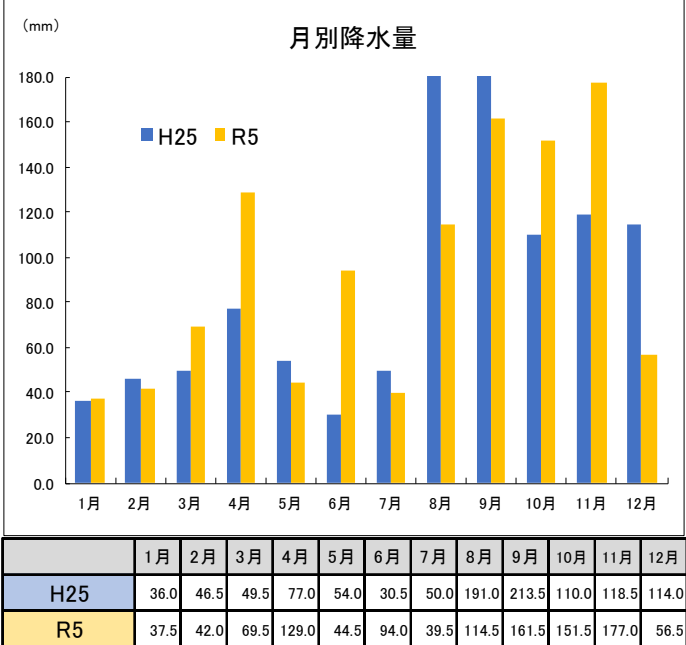
- ・月別平均気温は、平成 25 年よりも令和 5 年の方が全体的に高くなっています。
- ・降水量は、平成 25 年は 9 月が最も多く 213.5mm となっているのに対し、令和 5 年は 11 月が最も多く 177.0mm となっています。
- ・最深積雪量は、平成 26 年 3 月が最も多いのに対し、令和 6 年 1 月が最も多くなっています。

①月別平均気温



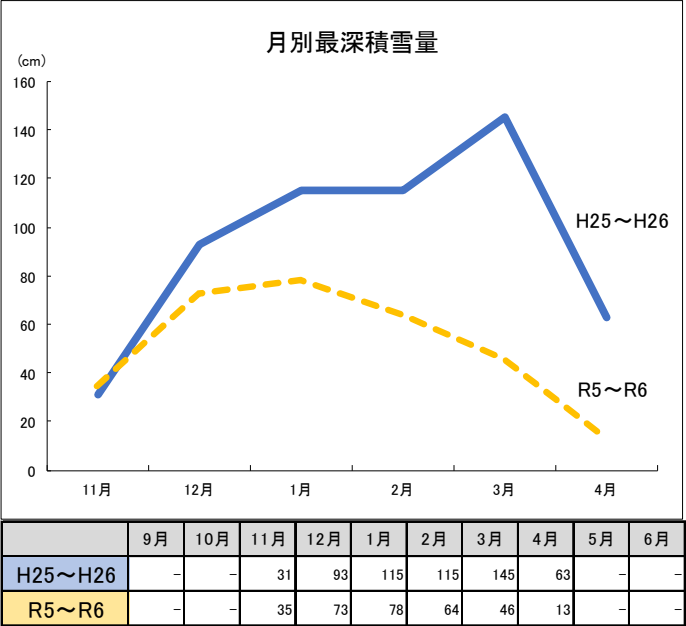
平成 25 年 気象庁ホームページ
※砂川市のデータは観測地滝川市を使用
令和 5 年 砂川市気象情報モニター

②月別降水量



平成 25 年・令和 5 年 気象庁ホームページ
※砂川市のデータは観測地滝川市を使用

③月別最深積雪量

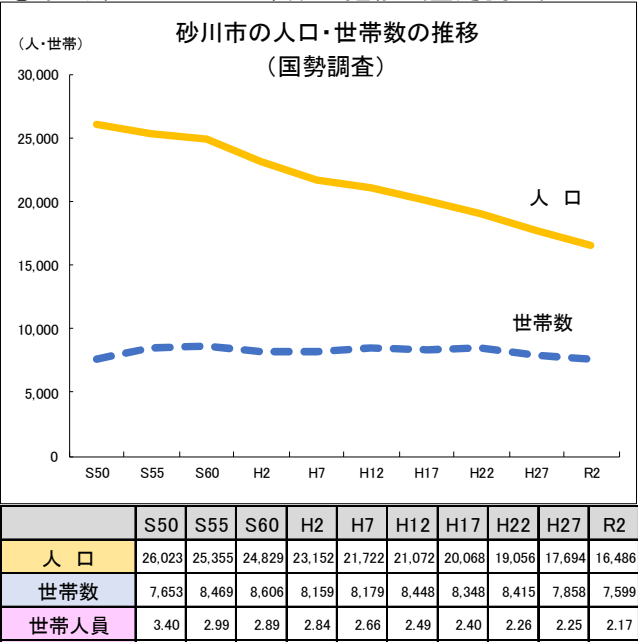


平成 25 年～平成 26 年 気象庁ホームページ
※砂川市のデータは観測地滝川市を使用
令和 5 年～令和 6 年 砂川市気象情報モニター

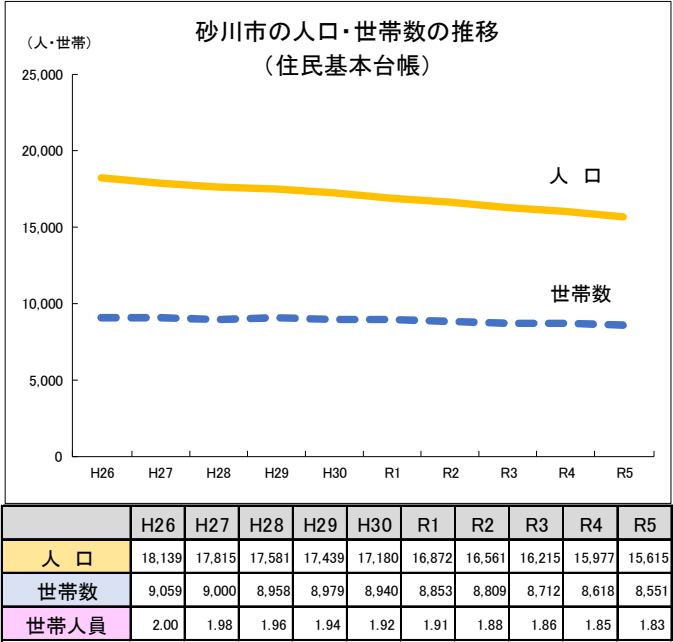
(3) 人口・世帯数の推移

- ・令和2年国勢調査による人口数・・・16,486人
- ・令和5年9月末日時点の住民基本台帳による人口数・・・15,615人
- ・令和2年国勢調査による世帯数・・・7,599世帯
- ・令和5年9月末日時点の住民基本台帳による世帯数・・・8,551世帯
- ・人口は減少傾向であり、世帯数はほぼ横ばい状態にあります。

①砂川市の人口・世帯数の推移（国勢調査）

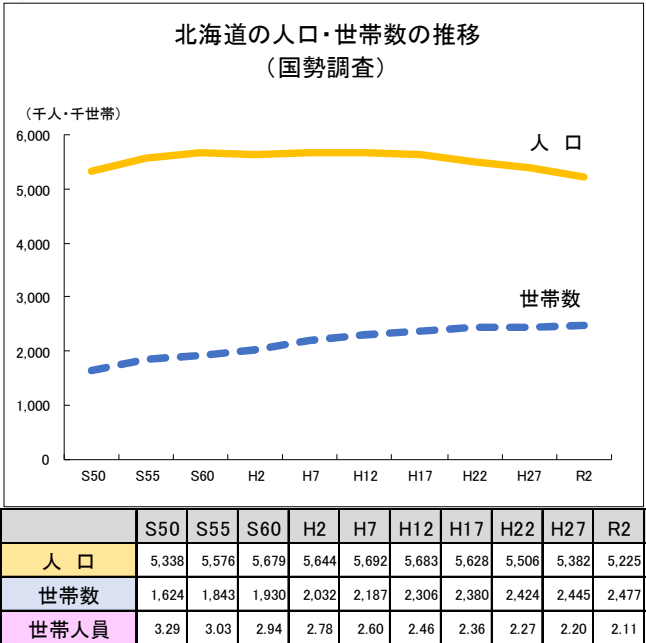


②砂川市の人口・世帯数の推移（住民基本台帳）



※各年9月末日

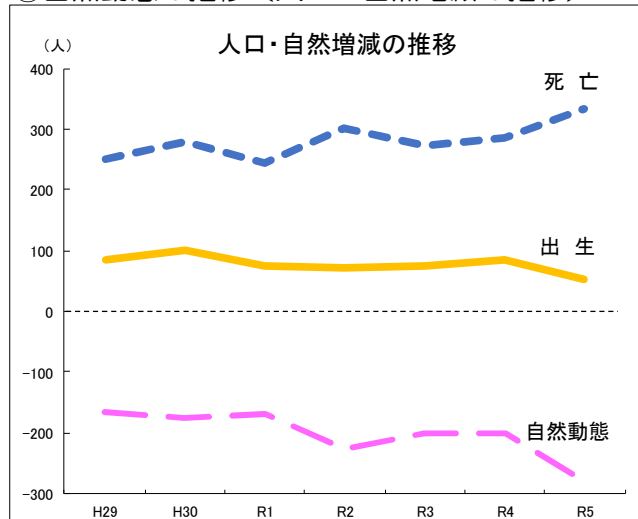
③北海道の人口・世帯数の推移（国勢調査）



(4) 自然動態・社会動態の推移

- ・自然動態は、死亡が出生を上回る自然減となっています。
- ・社会動態は、転出が転入を上回る社会減となっています。

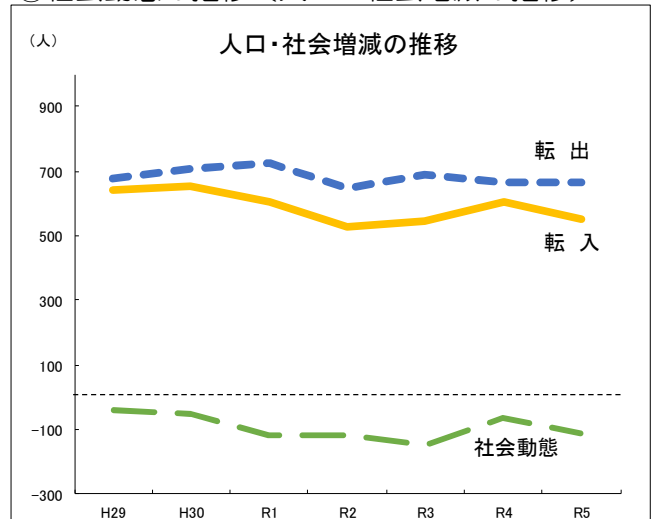
①自然動態の推移（人口・自然増減の推移）



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生	84	101	74	73	74	84	52
死亡	251	278	243	300	274	286	334
自然動態	▲ 167	▲ 177	▲ 169	▲ 227	▲ 200	▲ 202	▲ 282

資料：住民基本台帳

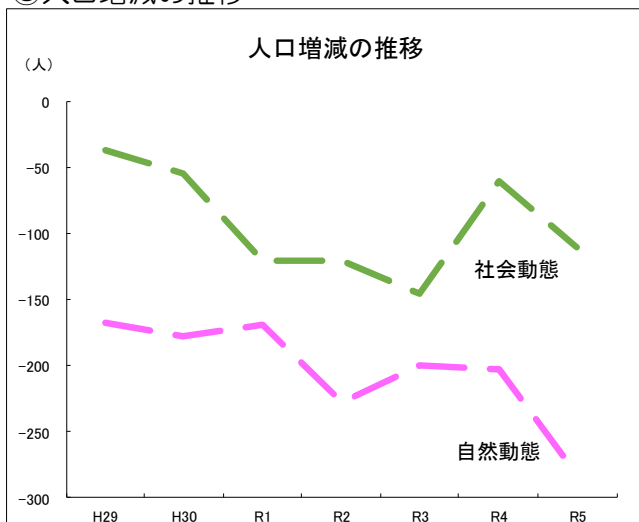
②社会動態の推移（人口・社会増減の推移）



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
転入	638	654	605	529	544	604	553
転出	675	708	725	649	690	665	663
社会動態	▲ 37	▲ 54	▲ 120	▲ 120	▲ 146	▲ 61	▲ 110

資料：住民基本台帳

③人口増減の推移



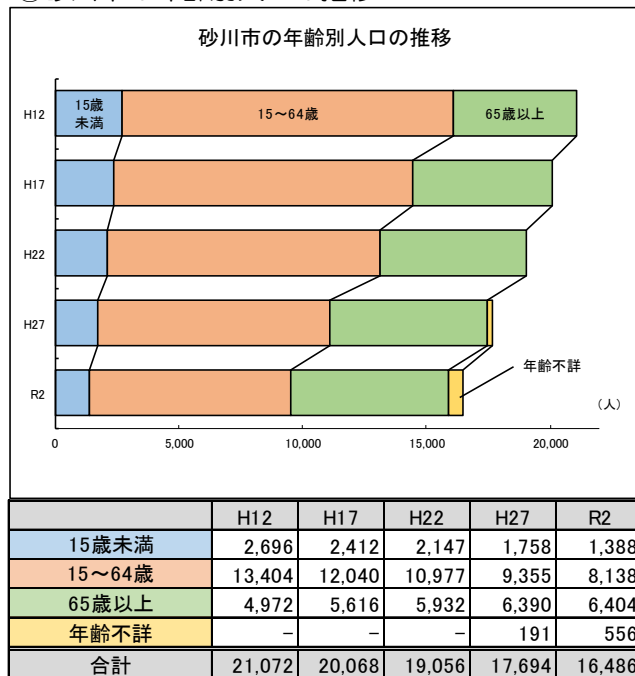
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自然動態	▲ 167	▲ 177	▲ 169	▲ 227	▲ 200	▲ 202	▲ 282
社会動態	▲ 37	▲ 54	▲ 120	▲ 120	▲ 146	▲ 61	▲ 110

資料：住民基本台帳

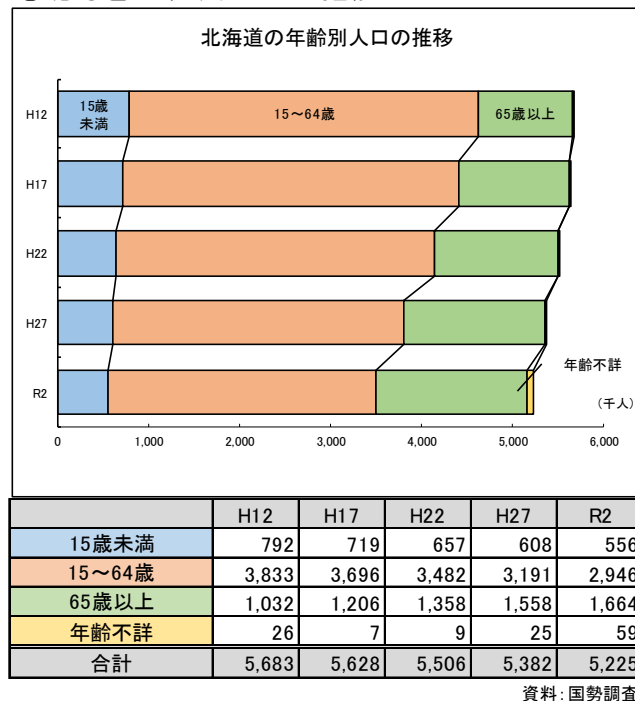
(5) 年齢構成

- ・国、北海道と比較して、砂川市の15歳未満の人口は減少傾向が高く、65歳以上の人口は増加傾向が高くなっています。

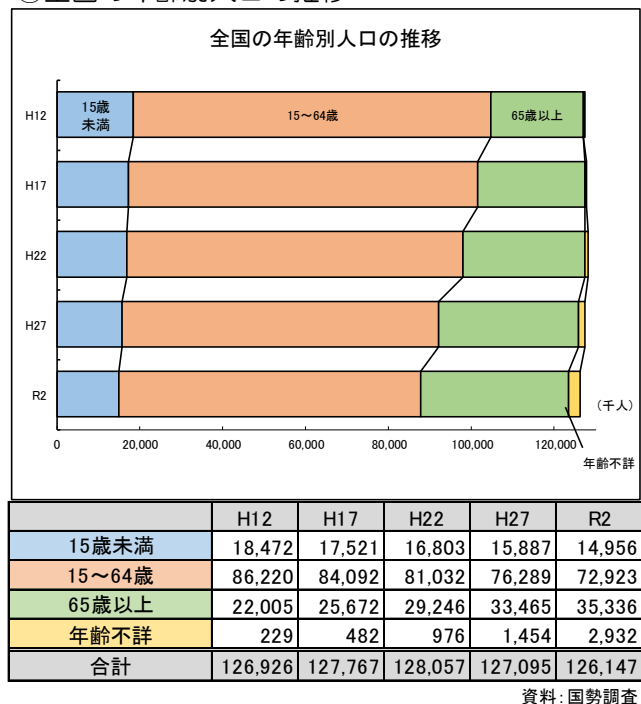
①砂川市の年齢別人口の推移



②北海道の年齢別人口の推移



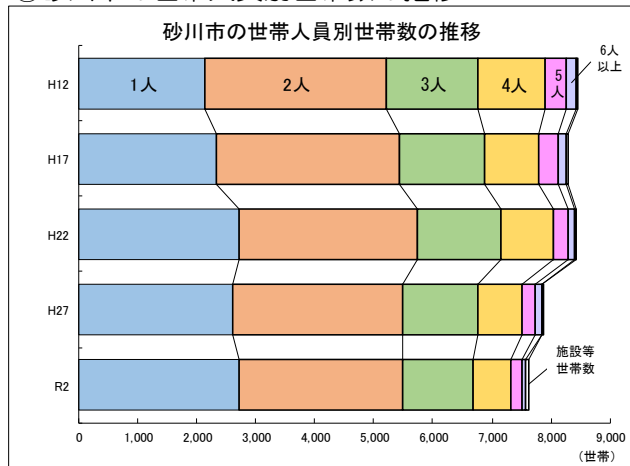
③全国の年齢別人口の推移



(6) 世帯人員構成

- ・国、北海道、砂川市ともに1人（単身）世帯が、増加傾向にあります。
- ・4人以上の世帯は減少傾向にあり、小規模世帯化が進行しています。

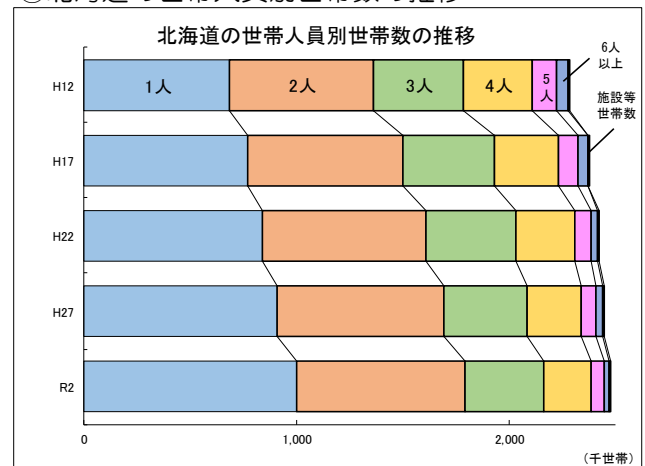
①砂川市の世帯人員別世帯数の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
1人	2,129	2,331	2,708	2,594	2,705
2人	3,077	3,101	3,040	2,882	2,796
3人	1,556	1,452	1,406	1,282	1,186
4人	1,132	960	897	741	635
5人	366	341	250	239	201
6人以上	180	147	92	102	49
一般世帯数総計	8,440	8,332	8,393	7,840	7,572
施設等世帯数	8	16	22	18	27
不詳	-	-	-	-	-
世帯数総計	8,448	8,348	8,415	7,858	7,599

資料：国勢調査

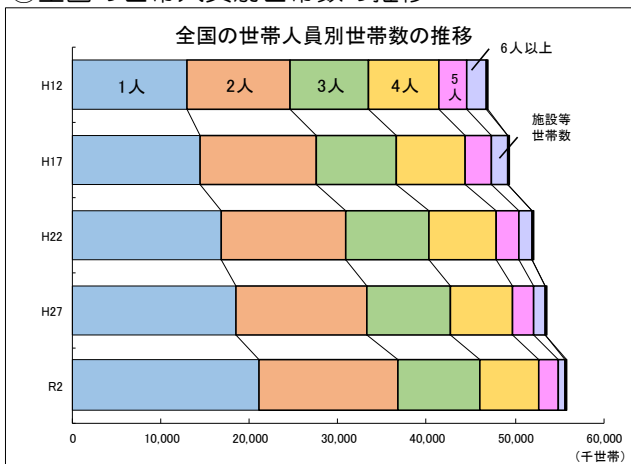
②北海道の世帯人員別世帯数の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
1人	682	768	843	909	1,000
2人	683	735	768	782	793
3人	418	426	418	398	371
4人	330	307	280	250	222
5人	112	93	79	73	63
6人以上	53	40	31	26	21
一般世帯数総計	2,278	2,369	2,419	2,438	2,470
施設等世帯数	6	6	5	7	7
不詳	22	5	-	-	-
世帯数総計	2,306	2,380	2,424	2,445	2,477

資料：国勢調査

③全国の世帯人員別世帯数の推移



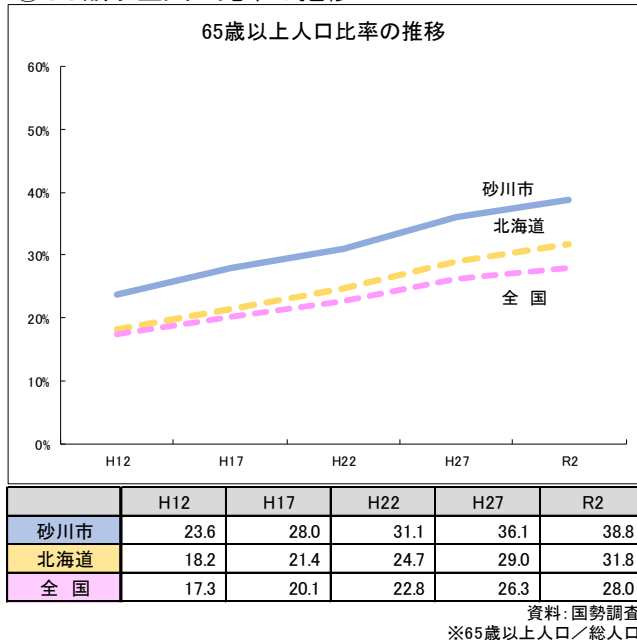
	H12	H17	H22	H27	R2
1人	12,911	14,457	16,785	18,418	21,151
2人	11,743	13,024	14,126	14,877	15,657
3人	8,810	9,196	9,422	9,365	9,230
4人	7,925	7,707	7,460	7,069	6,630
5人	3,167	2,848	2,572	2,403	2,126
6人以上	2,225	1,831	1,478	1,200	912
一般世帯数総計	46,781	49,063	51,843	53,332	55,706
施設等世帯数	102	100	108	117	125
不詳	180	403	-	-	-
世帯数総計	47,063	49,566	51,951	53,449	55,831

資料：国勢調査

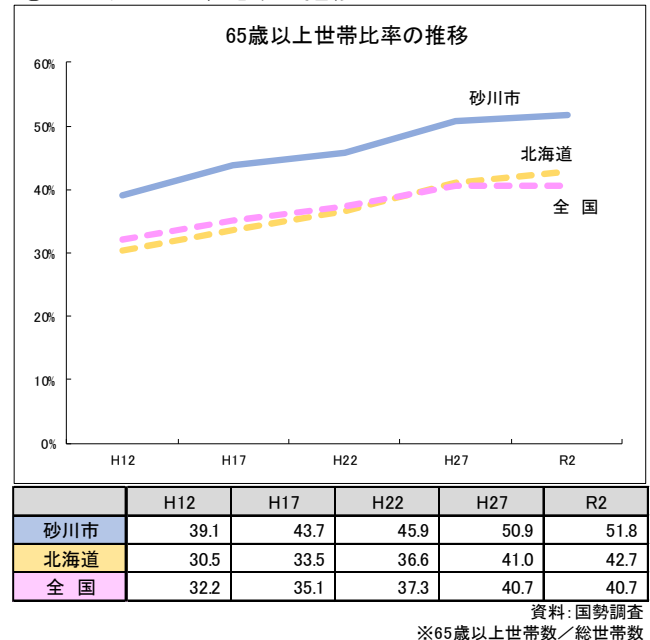
(7) 高齢者世帯の状況（65歳以上人口比率、世帯比率の推移）

- ・65歳以上人口比率については全国・全道より高く、増加傾向にあります。平成12年は23.6%であったのが、令和2年には38.8%と、20年間で約15.2ポイント増加しています。
- ・65歳以上世帯比率についても全国・全道より高く、増加傾向にあります。平成12年は39.1%であったのが、令和2年には51.8%と、20年間で約12.7ポイント増加しています。

①65歳以上人口比率の推移



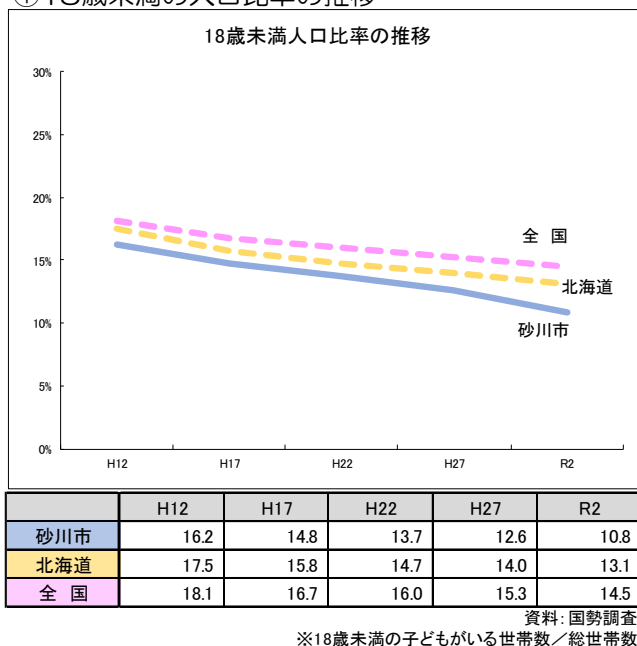
②65歳以上世帯比率の推移



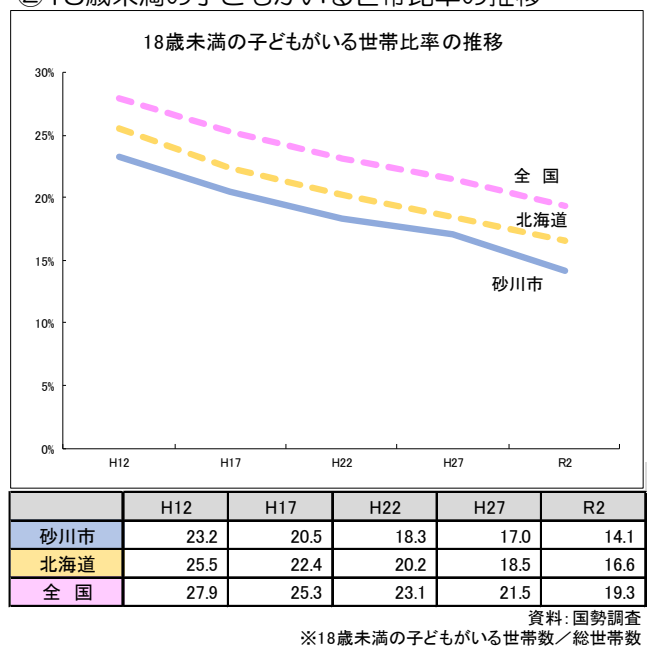
(8) 子育て世帯の状況（18歳未満人口比率、18歳未満の子どもがいる世帯比率の推移）

- ・18歳未満人口比率については、全国・全道より低く、減少傾向にあります。平成12年は16.2%であったのが、令和2年には10.8%と、20年間で約5.4ポイント減少しています。
- ・18歳未満の子どもがいる世帯比率についても全国・全道より低く、減少傾向にあります。平成12年は23.2%であったのが、令和2年には14.1%と、20年間で約9.1ポイント減少しています。

①18歳未満の人口比率の推移



②18歳未満の子どもがいる世帯比率の推移



(9) 都市基盤整備の状況

①道路整備状況

区 分	実延長(km)	舗装道路(km)	砂利道路(km)	舗装割合(%)
国 道	12.1	12.1	－	100.0
道 道	29.4	29.4	－	100.0
市 道	238.8	158.5	80.3	66.4

(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

②下水道普及状況の推移

区 分	整備面積(ha)	線路延長(m)	普及率(%)	水洗化率(%)
平成20年	816	124,608	92.6	96.7
平成21年	816	124,739	92.8	96.8
平成22年	816	124,739	92.7	97.2
平成23年	816	124,739	92.7	97.4
平成24年	820	125,060	92.8	97.6
平成25年	820	125,060	92.9	97.8
平成26年	820	125,060	93.1	97.9
平成27年	820	125,060	93.2	98.1
平成28年	823	125,422	93.4	98.1
平成29年	823	125,422	93.4	98.3
平成30年	823	125,422	93.6	98.4
令和元年	823	125,422	93.8	98.5
令和2年	823	125,422	93.9	98.6
令和3年	823	125,422	94.0	98.7
令和4年	823	125,422	94.0	98.7
令和5年	823	125,422	94.0	98.8

(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

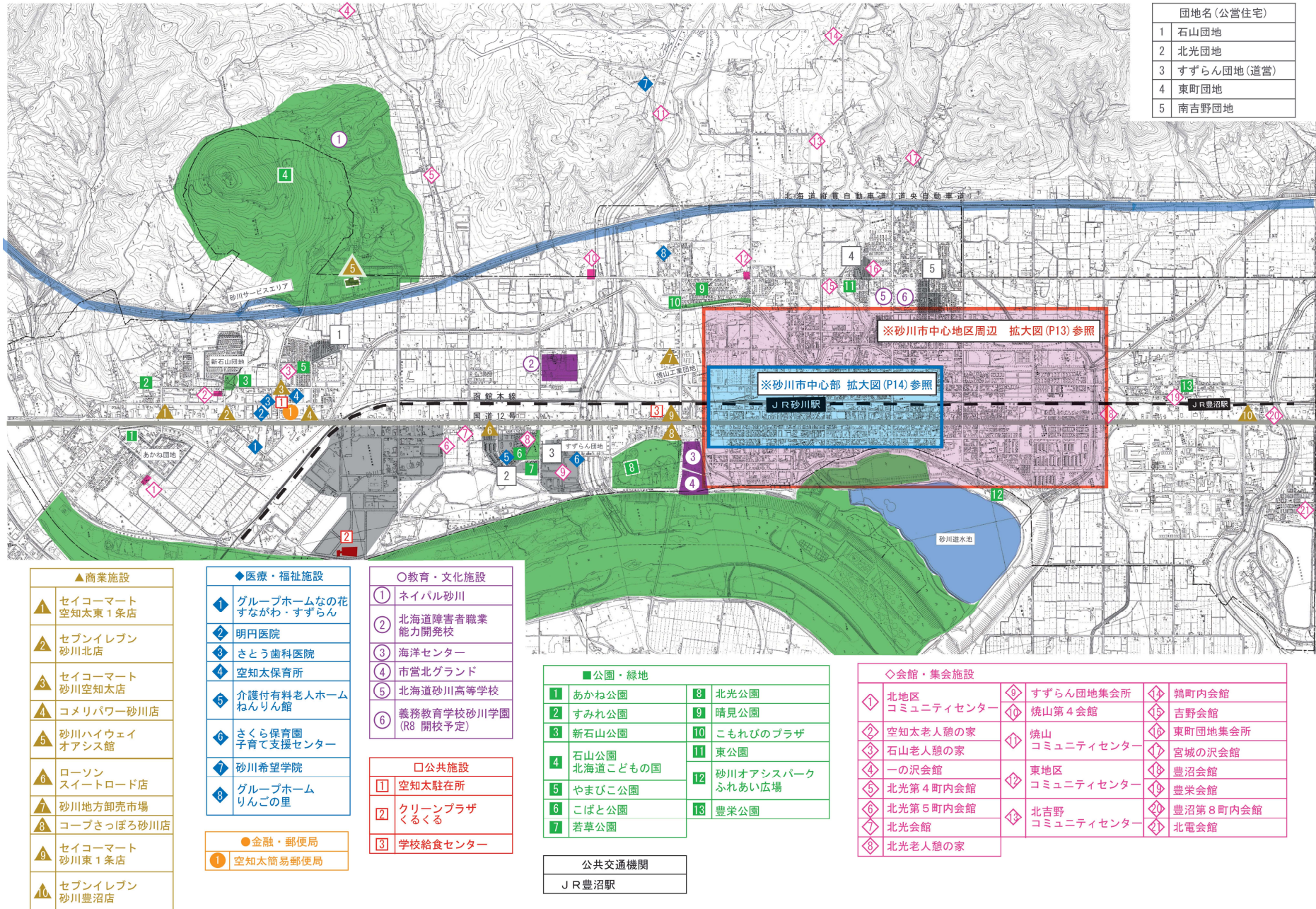
③都市公園整備の状況

区 分	公園名	箇所	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
街区公園	こばと公園	1	0.37	0.37
	新町公園	1	0.28	0.29
	南吉野公園	1	0.11	0.11
	つばめ公園	1	0.21	0.21
	東公園	1	0.20	0.16
	豊栄公園	1	0.13	0.13
	三砂公園	1	0.25	0.25
	晴見公園	1	0.23	0.24
	やまびこ公園	1	0.11	0.11
	新石山公園	1	0.33	0.33
	西公園	1	0.18	0.18
小 計		11	2.40	2.38
近隣公園	若草公園	1	1.20	1.18
総合公園	北光公園	1	23.50	23.47
運動公園	日之出公園	1	15.70	15.69
広域公園	石山公園	1	232.50	232.54
緑地	石狩川水系砂川緑地	1	515.30	63.43
その他		10	－	25.22
小 計		15	788.20	361.53
合 計		26	790.60	363.91

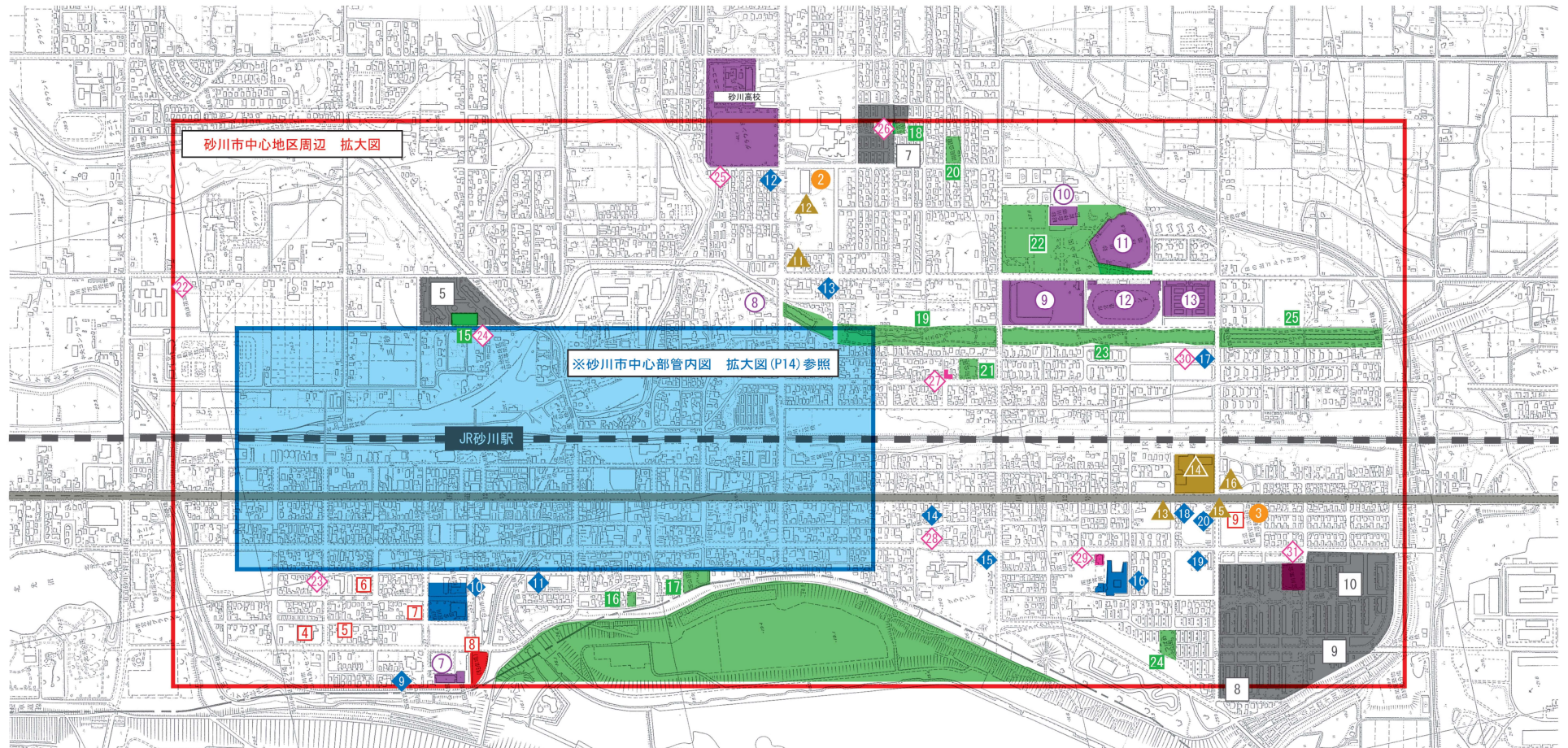
(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

(10) 生活環境施設の分布状況

◆砂川市管内図



◆砂川市中心地区周辺 拡大図



▲商業施設	
▲11 セイコーマート 砂川吉野店	
▲12 ツルハドラッグ 砂川吉野店	
▲13 セイコーマート 砂川南店	
▲14 アシルすながわ	
▲15 ローソン砂川西1条店	
▲16 DCM砂川店	

◆医療・福祉施設	
◆9 子ども通園センター	◆10 砂川市福祉複合施設
◆10 砂川市立病院	◆11 ひまわり保育園
◆11 附属看護専門学校	◆12 森歯科医院
◆12 松原歯科医院	◆13 シニアレジデンス じけい
◆13 多比良歯科医院	◆14 砂川市慈恵会病院
◆14 伊藤歯科医院	
◆15 いとう内科 循環器科クリニック	

●金融・郵便局	
●2 南吉野簡易郵便局	
●3 豊沼郵便局	

○教育・文化施設	
○7 公民館・図書館	
○8 弓道場	
○9 軟式野球場・ サッカー場	
○10 総合体育館	
○11 市営野球場	
○12 市営陸上競技場	
○13 市営テニスコート	

公共交通機関	
■ JR砂川駅	

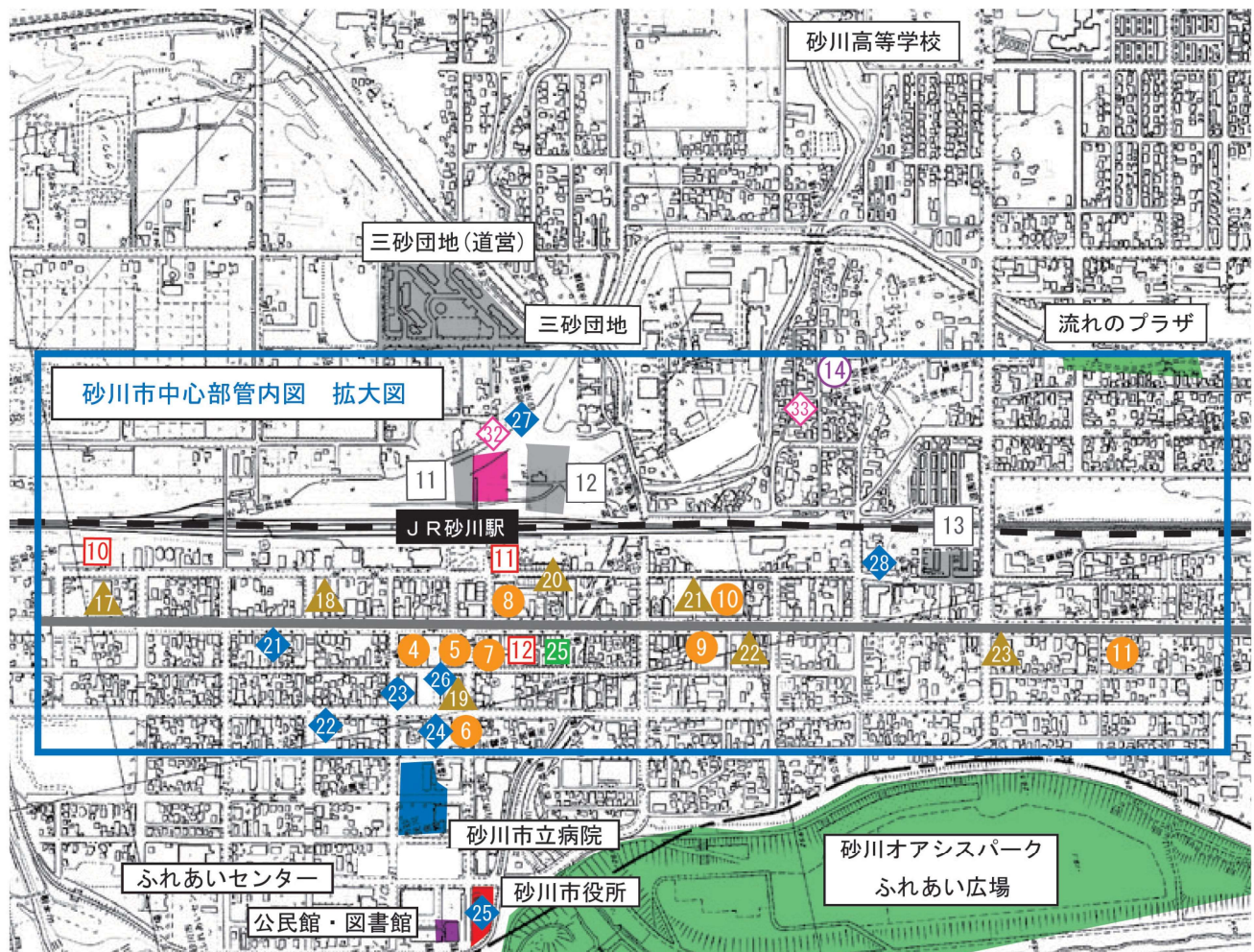
□公共施設	
□4 ふれあいセンター	
□5 ハローワーク砂川	
□6 砂川年金事務所	
□7 砂川市役所分庁舎	
□8 砂川市役所	
□9 滝川警察署 砂川警察庁舎	

◇会館・集会施設	
◇22 東雲会館	◇28 高台会館
◇23 北野会館	◇29 宮川老人憩の家
◇24 三砂団地集会所	◇30 南地区 コミュニティセンター
◇25 緑ヶ丘会館	◇31 宮川集会所
◇26 南吉野老人憩の家	
◇27 新泉会館	

団地名(公営住宅)	
6 三砂団地(市営・道営)	
7 南吉野団地	
8 宮川中央団地	
9 宮川西団地	
10 やすらぎの家	

■公園・緑地					
15	三砂公園	19	流れのプラザ	23	水とオブジェのプラザ
16	舟場公園	20	南風公園	24	つばめ公園
17	西公園	21	新町公園	25	みどりのプラザ
18	南吉野公園	22	日之出公園		

◆砂川市中心部管内図 拡大図



▲商業施設	
▲17	ツルハドラッグ 砂川東店
▲18	セブンイレブン 砂川東1条店
▲19	セイコーマート 砂川西2条店
▲20	フレンドショップ 中央市場
▲21	ショッピングプラザ AiAi
▲22	ツルハドラッグ 砂川店
▲23	セブンイレブン 砂川西1条店

◆医療・福祉施設	
◆21	地域生活支援センター ぼぼろ
◆22	グリーン歯科 クリニック
◆23	押尾歯科医院
◆24	細谷医院
◆25	地域包括支援センター ささえあいセンター
◆26	有料老人ホーム らくら砂川 すながわ耳鼻咽喉科
◆27	特別養護老人ホーム 福寿園
◆28	幡歯科医院

●金融・郵便局	
●4	砂川郵便局
●5	空知商工信用組合 砂川支店
●6	北海道労働金庫 砂川出張所
●7	北海道銀行砂川支店
●8	北洋銀行砂川支店
●9	北門信用金庫砂川支店
●10	J A 新すながわ本所
●11	砂川南郵便局

○教育・文化施設	
○14	砂川天使幼稚園

□公共施設	
□10	砂川地区広域消防組合
□11	砂川駅前交番
□12	まちなか交流施設 「すないる」 ※R7.4下旬オープン

■公園・緑地	
■25	中央公園

◇会館・集会施設	
◇32	地域交流センターゆう
◇33	宮下会館

団地名(公営住宅)	
11	三砂ふれあい団地(道営)
12	三砂ふれあい団地(市営)
13	寺町団地

公共交通機関	
	J R 砂川駅

2. 上位・関連計画の概要

本市は、第7期総合計画のめざす都市像「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現へ向けてまちづくりを進めています。

本計画に基づく住環境の実現には、住まい・住環境分野のみならず、様々な分野との連携・調整が必要です。ここでは、本計画の上位・関連計画が示す基本的な方向と住まい・住環境の関連をまとめます。

(1) 砂川市第7期総合計画（計画期間：令和3～12年度）

本市の将来に向けたまちづくりの基本となる計画であり、本市のまちづくりの基本理念やめざす都市像を明らかにするとともに、将来にわたって市民と行政が目標を共有しながら協働のまちづくりを進めていく指針となるものとして策定しています。

まちづくりの 基本理念

砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

めざす都市像

『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』

『ずっと住み続けたい』、『これから住みたい』、『帰ってきたい』と思えるような、愛着を持てるまちづくりを、市民と行政が一つになって進めていくまちを目指します。

まちづくりの共通した考え
「みんなでつくるまちづくり」
「みんなが愛するまちづくり」
「持続可能なまちづくり」

まちづくりの重点課題の推進
1 安心と健康な暮らしの推進
2 子育て支援と教育の推進
3 環境保全の推進
4 まちなかの賑わいの推進
5 活力と魅力ある産業の推進
6 みんなでつくる社会の推進

将来人口
人口減少対策として、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組んでいくことを考慮して将来人口を推計した結果、目標年である令和12年には14,904人となる推計となり、より高い目標を掲げる。
目標人口（令和12年）：15,000人

施策の体系

基本目標	基本施策	
医療・保健・福祉	1 子育て支援	子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり
	2 高齢者福祉	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
	3 障がい者福祉	障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり
健やかに安心して暮らせるやさしいまち	4 地域福祉	地域で支え合う福祉のまちづくり
	5 健康	心身ともに健康で暮らせるまちづくり
	6 医療	安心して医療を受けることができるまちづくり
	7 社会保障制度	社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり
生活環境・防災	1 循環型社会	循環型社会の形成を推進するまちづくり
	2 衛生環境	衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり
安全でやすらぎのあるまち	3 環境保全	地球環境に配慮したまちづくり
	4 安全な生活環境	安全で安心な市民生活を支えるまちづくり
	5 消防・救急	消防・緊急体制の充実したまちづくり
	6 地域防災	防災・減災に対応したまちづくり
教育・文化・スポーツ	1 生涯学習	生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり
	2 学校教育	子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり
	3 社会教育	地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり
豊かな心と学ぶ力を育むまち	4 芸術・文化・文化財	文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり
	5 スポーツ	スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり
産業振興	1 農林業	安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり
	2 商工業	商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり
活力にあふれ賑わいのあるまち	3 労働環境	安心して働くことができるまちづくり
	4 観光	観光の振興で魅力あふれるまちづくり
	5 市街地の賑わい	まちなかに賑わいをもたらすまちづくり
都市基盤	1 道路環境	安全で快適な道路環境が整ったまちづくり
	2 交通環境	利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり
自然と調和した快適で住みよいまち	3 住環境	安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり
	4 上下水道	安定した事業運営による安全で安心な水環境を守るまちづくり
	5 快適空間	美しい街並みの広がるまちづくり
市民参画・コミュニティ・行政運営	1 協働	市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり
	2 地域コミュニティ	人のきずなが広がるまちづくり
	3 行政運営	自主・自立に向けた計画的なまちづくり
明日へつなぐ協働と支え合いのまち	4 情報通信基盤	情報通信技術を活用したまちづくり
	5 財政運営	健全な財政運営に努めるまちづくり
	6 広域行政運営	適切な広域行政によるまちづくり

住環境

【目標】

多様な住まい方に応じた良質な住環境づくりを促進し、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。

【基本事業とねらい】

①安全で安心な住環境整備の促進

持ち家の取得やリフォーム、地元企業への支援を行い、誰もが安全に安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

②まちなか居住の促進

安心して便利に暮らすことができるまちなか居住の取り組みを促進します。

③公営住宅の良質な住環境の整備

住宅セーフティネットを担う公営住宅の長期的な必要戸数などを踏まえた整備方針を定め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進めます。

④円滑な住み替えの推進と移住定住の促進

世帯規模や住まい方の変化などによるニーズに対応するため、高齢者や子育て世帯の円滑な住み替えを推進するほか、移住定住の取り組みを促進します。

⑤空き家の活用・適正管理の推進

誰もが安全に安心して暮らすことができる住環境の保全を図るため、空き家の活用や適正な管理を促し、総合的な空き家対策を推進します。

(2) 砂川市都市計画マスタープラン（目標年次：令和12年度）

本計画は、国や北海道が示す「低炭素型社会の実現」「コンパクトなまちづくりの方針」を推進するため、本市の現状・背景・課題を踏まえ、これからの都市づくりを市民と行政が一体となって進めていく基本的な方針として策定しています。

【全体構想】

【基本理念】

『安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

【都市計画の基本目標】

- 1 コンパクトな市街地を活かした都市づくり
- 2 自然環境と調和した持続的な都市づくり
- 3 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

【将来都市構造】

1「土地利用ゾーニング」

- (1)市街地ゾーン（都市地域）
- (2)自然環境保全ゾーン（農業地域、森林地域）
- (3)親水空間ゾーン（石狩川・空知川、オアシスパーク）

2「都市の軸」

- (1)自然骨格軸
- (2)広域交通ネットワーク軸

3「都市の拠点」

- (1)都市活動の拠点
- (2)産業の拠点
- (3)自然的環境の拠点

【その他の方針】

都市づくりにおいて、密接にあるいは部分的に都市計画と関わる項目について、その方針を示しています。（ここでは住環境に関する方針を抜粋）

◆住環境の整備方針

①住宅・宅地の方針

本市は人口・世帯の減少や少子高齢化が進行しており、住まいや住環境を取り巻く状況は変化しています。世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全に安心して暮らせる住生活の実現に向けて「砂川市住生活基本計画」、「砂川市空家等対策計画」などの計画や施策が取り組まれており、引き続き、これらの計画に則しながら進めていきます。

②公営住宅の整備方針

「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の長寿命化と既存ストックの良質化のための適切な維持管理・改善事業を行い、誰もが安全・安心に暮らすことができる公営住宅等のストック形成を図り、快適な居住環境の向上に努めます。

【地域別構想】

（第4章 4-1 地域区分の設定より抜粋）

※市内6地域を設定し、地域別将来像及び地域づくりの目標を位置づけている。

- ・空知太地域・・・広域交流機能が充実した流通業務地
- ・北光地域・・・交通利便性を活かした工業・業務地
- ・市街地地域・・・安心して住み続けられる地域
- ・中心市街地地域・・・賑わいと魅力にあふれ都市機能の充実を目指す地域
- ・豊沼地域・・・既存企業と新規企業が共存する地域
- ・郊外地域・・・農業・自然環境・観光資源が調和した地域

(3) 砂川市強靱化計画（計画期間：令和3～7年度）

平成25年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」は、先の東日本大震災から学んだ教訓を活かし、事前防災及び減災、迅速な復旧復興並びに大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを推進することを目的としており、国では「国土強靱化計画」、北海道では「北海道強靱化計画」をそれぞれ策定しています。

本市においても、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続可能なまちづくりを実現するための取り組みを加速させることを目的とし、本計画を策定しています。

① 砂川市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と砂川市の社会経済システムを守る
- (2) 砂川市の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する
- (3) 持続可能なまちを構築する

② 砂川市における主な自然災害リスク

(1) 水害	・以前より石狩川、空知川など市内を流れる河川の氾濫により、田畑の冠水や、住宅等の浸水に悩まされており、多数の水害が発生している。 ・平成7年に砂川遊水地が完成し、水害リスクは軽減されたが、中小河川の氾濫による水害は平成には4回にわたり発生しており、重大な被害を起こしている。 ・中小河川の氾濫により、中心市街地のほか、北光や西豊沼等の農業、工業地域等も冠水、浸水につながるおそれがある。
(2) 地震	・平成30年の北海道胆振東部地震の際には震度4を記録した。 ・砂川市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」、「沼田—砂川付近の断層帯による地震」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定しており、最も影響が大きいと想定される地震は「沼田—砂川付近の断層帯による地震(M7.5)」であり、砂川地域に活断層が存在する場合、揺れの大きさは主に震度7と考えられている。
(3) 大規模停電	・砂川市は、砂川火力発電所があるが、平成30年北海道胆振東部地震の際には、最長で44時間の大規模停電に見舞われた。
(4) 豪雨/強風/竜巻	・砂川市東部の山間部への豪雨により水害を誘発するおそれがあるほか、平成16年には市内全域を襲った強風により公共施設や住家の破損が88棟、街路樹や公園内の倒木が1,467本発生している。
(5) 豪雪/暴風雪	・砂川市は、降雪量は比較的多いが、豪雪や暴風雪による大規模な災害が発生したことはない。しかし、現在異常気象が多くみられることから、今までに経験したことのない想定外の豪雪や暴風雪に見舞われる可能性がある。

③ 住宅関連施策

	現 状	課 題
(1) 住宅・建築物等の耐震化	・昭和56年以前に建築された住宅など、耐震性が不十分である可能性のある住宅については耐震診断、耐震化工事の相談がなく、耐震化が進んでいない。	・木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助制度により耐震化を推進する必要がある。
(2) 公共建築物の耐震化	・小中学校、市営住宅等公共建築物の耐震化は、100%である。（令和6年現在）	
(3) 民間建築物等の老朽化対策	・老朽住宅除却への補助金を交付 ・空き家の実態調査、意向調査や相談業務等の取り組みにより、実態把握はおおむね完了。 ・管理不全空き家については、補助金の活用や面談・要請文書の送付などの対応により、減少している。 ・管理不全空き家率は2.34%(令和5年度末)	・高齢者の施設入所などにより空き家が増加傾向にあり、利活用の促進を図る必要がある。 ・権利関係が複雑で対応が困難なものもあり、管理不全空き家の解消に向けて取り組む必要がある。
(4) 公共建築物の老朽化対策	・既存の公共建築物については、必要に応じて修繕等を行うほか、使用しない建築物については除却を進めている。	・砂川市公共施設等総合管理計画における基本的な方針を踏まえた各施策の現状を把握し、必要に応じて個別施設計画を策定し、適切な維持管理を実施する必要がある。

(4) 第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和3～7年度）

この総合戦略は、「砂川市第7期総合計画第1次実施計画」を基本とし、第一に商工業や農業の振興による「安定した雇用や人材の活躍の場の創出」、第二に移住・定住の促進や観光産業の活性化による「新たな人の流れの創出」、第三に安心して子どもを産み育てる環境や働き続けられる環境づくりによる「若い世代の希望の実現」、第四に安心の医療やコミュニティの強化、広域連携など「安心して暮らし続けられる地域づくり」の4つを基本的な柱として、本市が直面している人口減少と地域経済の縮小を克服し、本市における「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた基本目標と具体的な施策をとりまとめたものとして策定しています。

めざす姿

- ① 安定した雇用の場を創出し、若者を中心とする人口流出に歯止めをかける
- ② 新しいひとの流れをつくり、交流人口の拡大を図る
- ③ 結婚し、子どもを生み、育てられるような環境づくりを進める
- ④ 高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組む

基本目標	施策の基本的方向
■目標1 安定した雇用を創出し、 地域人材の活躍の場を つくる	(1) 人材育成、雇用対策 ①地域人材の就労支援 ③医療・介護従事者等の確保・育成 ②企業立地等の促進による就労の拡大 ④農業の担い手の確保・育成 (2) 産業の競争力強化 ①商工業振興策の実施 ②農業振興策の実施
■目標2 新しいひとの流れをつくる	(1) 地域と多様な形で関わる人口の拡大 ①移住定住の促進 ②観光振興の推進 ③まちなかのにぎわい創出 (2) 高等学校の活性化 ①地元学校への進学促進
■目標3 若い世代の結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる	(1) 若い世代の結婚支援 ①婚活支援の推進 (2) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ①妊娠・出産への支援の実施 ③子育て世帯の経済的負担の軽減 ②子ども・子育て支援の充実 ④小中学校の学習環境の充実
■目標4 安心して暮らし続けることが できる地域をつくる	(1) 安心なくらしの確保 ①地域包括ケアシステムの充実 ④地域公共交通の確保・維持 ②健康維持・増進の推進 ⑤災害対策の実施 ③高齢者等の在宅生活の支援 ⑥暮らしを支えるデジタル化の推進 (2) 空き家の利活用等を推進した住宅ストックの強化 ①良質な住宅ストックの確保 (3) 広域連携による経済・生活圏の形成 ①他の地方公共団体と連携した施策の実施 (4) 市民が地域づくりの担い手となる環境の確保 ①市民が主体的に地域づくりに参画することができる環境・仕組みづくり

横断的な目標1

多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標2

新しい時代の流れを力にする（SDGsの推進、デジタルトランスフォーメーションの推進）

(5) 第9期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画

(計画期間：令和6～8年度)

高齢者保健福祉計画は老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画として、高齢期になっても住み慣れた地域で、自分らしくいきいき暮らすことができるような環境づくり及び支援体制を計画的、効率的に整備することを目的として策定しています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために策定しています。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画ともに、全ての市町村に策定が義務づけられています。本市では、高齢者の保健福祉政策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

本計画は、85歳以上人口が高齢者人口の3割近くになると見込まれる2040年を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものとして策定しています。

基本理念	健康的に年を重ね 介護が必要となっても 住みなれた地域で 安心して暮らせるまちづくり	
【基本目標】	【施策】	
目標 1 健康寿命の延伸に向けて 社会参加を促進します	施策 1 フレイル予防につながる社会参加と 生きがい創出の支援	《施策の推進》 高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境の整備を図るため、引き続き高齢者などが居住する住宅のバリアフリー化の支援を行うとともに、公営住宅については、高齢者専用住宅の適正な管理に努めます。 《具体的な取り組み》 ・安心して暮らすことのできる住環境の整備 ・高齢者専用公営住宅の整備
	施策 2 社会貢献活動・就労への支援	
目標 2 健康づくり・介護予防を進めます	施策 3 健康づくりの推進	
	施策 4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進	
目標 3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます	施策 5 介護保険サービスの提供と計画的な基盤整備	
	施策 6 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）	
	施策 7 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進	
	施策 8 認知症施策の推進	
	施策 9 在宅療養体制の充実	
	施策 10 地域包括支援センター機能の充実	
	施策 11 暮らしやすい住環境の推進	
目標 4 尊厳ある暮らしを支援します	施策 12 高齢者の尊厳と権利を守る支援	
目標 5 支え合いのしくみづくりを進めます	施策 13 介護者への支援	
	施策 14 高齢者を地域で支えるしくみづくり	

(6) 第4次砂川市障がい者計画（計画期間：令和5～14年度）

本市の最上位計画である「砂川市第7期総合計画」では、「自然に笑顔があふれ明るい未来をひらくまち」をめざす都市像とし、基本目標1として「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」を掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めることとしています。

第4次砂川市障がい者計画は、総合計画における方向性を具現化するため、障がい者施策の個別計画として位置づけられ、今後10年間に本市が取り組む障がい者福祉の基本目標と施策の方向性を示した計画として策定しています。

① 基本理念

誰もが互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

② 施策体系

基本目標1 生活支援体制の充実

1	生活支援サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) 外出支援の充実	(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実 (4) 経済的支援の充実
2	相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域で支える体制の充実 (3) 計画相談支援等の充実 (4) 地域包括支援センター等との連携	(5) ケアラーへの支援 (6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化 (7) 情報提供の充実
3	保健・医療の充実	(1) 障がいの原因となる疾病の予防 (2) 訪問指導等の充実 (3) 精神保健活動の推進 (4) 難病患者への支援	(5) 市立病院の充実 (6) 専門の医療機関との連携強化 (7) 医療費の負担軽減

基本目標2 安全・安心な生活環境の整備

1	住まいの確保・充実	(1) 公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅への指導・啓発 (3) 住宅相談窓口の充実	(4) バリアフリー住宅への改修促進 (5) 居住系サービスの充実
2	バリアフリー化の推進	(1) 人にやさしい建築物の整備 (2) 道路・歩道の整備改善 (3) 冬期間の生活環境の向上	(4) 公園施設の整備改善 (5) 情報アクセシビリティの向上
3	心のバリアフリー化の推進	(1) 「心のバリアフリー」の浸透 (2) 障がいを理由とする差別解消の促進	(3) 障がいの理解を深める学習機会の充実 (4) 啓発活動への連携・協力
4	防災・防犯対策の充実	(1) 避難行動要支援者名簿の活用 (2) 福祉避難所の整備 (3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり	(4) 緊急通報装置及びNET119緊急通報システムの普及啓発 (5) 障がいのある人への生活状況の確認
5	権利擁護体制の充実	(1) 日常生活自立支援事業等の周知 (2) 成年後見制度の周知	(3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

基本目標3 自立支援と社会参加の促進

1	雇用と就労の推進	(1) 障がいのある人の雇用促進 (2) 市職員における雇用 (3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知 (4) 就労移行支援の充実	(5) 就労継続支援の充実 (6) 福祉事業所における生産品の販売促進 (7) 農福連携の推進
2	社会参加の促進	(1) 障がい者団体活動への支援 (2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興	(3) 選挙時における配慮
3	地域福祉活動の推進	(1) ボランティア活動の促進 (2) ボランティアの育成	(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援 (4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

基本目標4 子どもの切れ目のない支援の充実

1	早期療育体制の充実	(1) 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 (2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援 (3) 早期療育に向けた体制づくり (4) 巡回児童相談の充実	(5) 機能訓練の充実 (6) 発達と障がいに関わる研修の実施 (7) 児童発達支援等の充実
2	保育の充実	(1) 保育所の受け入れ体制の充実 (2) 関係機関との連携	(3) 保育施設・設備の改善 (4) 障がい児保育のための職員研修の充実
3	特別支援教育等の充実	(1) 教育相談の充実 (2) 特別支援教育に関わる研修の充実 (3) 特別支援教育支援員の配置 (4) 特別支援教育体制の充実 (5) 特別支援教育の普及啓発	(6) 特別支援学級と通常学級などの交流 (7) 学校施設の整備推進 (8) 放課後等デイサービスの充実 (9) 学童保育所の受け入れ体制の充実

（7）第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7～11年度）

本計画は、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として、全市町村で策定が義務付けられており、本市においても、「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきたところですが、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■基本理念及び施策の展開

基本理念	子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり
------	-------------------------

基本視点	次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり
基本施策	主な事業
①乳幼児期における親子のふれあいの促進 ②幼児期の教育・保育の充実 ③学齢期における子どもの成長への支援 ④子どもの社会体験の充実 ⑤配慮が必要な子どもへの支援 ⑥保育士・教職員等の資質の向上	◎子育て支援センター事業 ◎ブックスタート ◎特別保育（延長保育、一時保育） ◎病児・病後児保育 ◎学童保育所 ◎放課後学習サポート ◎ジャリン子四季自然体験塾 ◎親子わいわいすぽ一つらんど ◎児童発達支援 ◎通級指導教室 ◎肢体不自由児療育訓練事業 ◎保育所ICTシステムの活用 ◎教職員等の質の向上 など

基本視点	保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり
基本施策	主な事業
①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎子ども家庭センター ◎家庭児童相談 ◎ファミリー・サポート・センター事業 ◎乳児家庭全戸訪問事業 ◎産後ケア事業 ◎離乳食講習会 ◎子ども医療費助成事業 ◎学校給食費無償化事業 ◎保育所・幼稚園副食費負担軽減 ◎乳児すこやか応援クーポン券支給事業 ◎ふしぎの森利用無料クーポン券支給事業 など

基本視点	社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり
基本施策	主な事業
①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度 など

(8) 砂川市地域防災計画（令和5年改定）

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、砂川市防災会議が作成する計画であり、本市の地域において、災害予防、災害応急及び災害復旧対策等を実施するに当たり、防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するための対策について定め、本市における防災の万全を期することを目的として策定しています。

① 住宅対策計画（第5章 第24節 住宅対策計画より抜粋）

応急仮設住宅の建設	
●入居対象者及び入居者の選定	原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とし、選定にあたっては、高齢者、身体障がい者などの要配慮者を優先とする。
●建設型応急住宅の建設	○建設場所の選定：被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水、保健衛生的環境、交通の便、教育等の問題等を考慮し好適な場所を選定する。なお、市は、災害時に建設型応急住宅の建設が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 ○建設着工：原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。 ○規模・構造・存続期間：原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。存続期間は、その建築工事を完了した後、3カ月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。
●運営管理	応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
平常時の規制の適用除外措置	
●著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規程の適用の除外措置がある。	
住宅の応急修理	
●応急修理の対象者	○住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。
●修理の実施期間	救助法が適用された場合は、災害発生の日から1カ月以内に完了する。
●修理の範囲	応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
応急仮設住宅台帳等の記録	
●応急仮設住宅を建設した場合は応急仮設住宅台帳に、また応急修理を行い被災者を入居させたときは住宅応急修理記録簿に記録しておかなければならない。	
災害公営住宅の整備	
●整備基準	○地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合 （ア）被災地全域の減失戸数が500戸以上のとき （イ）市の区域内の減失戸数が200戸以上のとき （ウ）減失戸数とその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき ○火災による場合 （ア）被災地域の減失戸数が200戸以上のとき （イ）減失戸数とその市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
●整備管理等の基準	○入居者資格 （ア）当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること （イ）収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする （ウ）現に住宅に困窮していることが明らかであること ○構造 再度の被災を防止する構造とする ○整備年度 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする ○国庫補助 （ア）建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3 ただし、激甚災害の場合は3/4 （イ）借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5
施工及び資材の調達	
●建設等の施工及び資材の調達は、原則として市内の業者より選定して行うものとする。また、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。	

(9) 砂川市空家等対策計画（計画期間：令和5～9年度）

本計画は、これまでの空き家等対策の取り組み状況及びその効果を検証し、更なる効果を期待する取り組みと新たな課題に対応する取り組みを実施することを目的として、策定しています。

① 基本目標

『総合的な空き家等対策による、地域の安全確保と、良好な生活環境の保全』

市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境の保全と、空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等対策を推進します。

② 計画の対象

1) 対象とする空き家の種類

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」とする）第2条第1項で規定する「空家等」とし、市が所有する又は管理する空き家についても対策上必要な場合は対象とします。※特定空家等を含む。
- 空き家の活用や適切な維持管理などの対策については、法で規定する「空家等」に該当しないものや、「空き家予備軍」も計画の対象とします。
- 空き家を除却した跡地についても有効活用等の検討が必要であることから計画の対象に含みます。

2) 対象とする地区

- 市内全域を対象地区とします。

③ 施策体系

基本方針	取組み	取組みの方向性
1 空き家等の発生抑制	1) 所有者等への適切な情報提供	① 空き家等の発生抑制に係る情報提供の継続 ② 相続生前対策、相続登記の促進
	2) 相談体制の継続	① 相談や情報提供に係る住宅相談窓口の継続
	3) 空き家実態調査及び所有者等の特定	① 空き家実態調査の継続と定期的な情報更新 ② 空き家所有者等の特定と意向調査の継続
	4) 補助制度の継続	① 空き家の発生を抑制する補助制度の継続
2 空き家等の流通・活用促進	1) 所有者等及び活用希望者への情報提供	① 空き家や空き家を除却した跡地の流通・活用に係る情報提供の継続
	2) 補助制度の継続	① 空き家の流通・活用を促す補助制度の継続
3 管理不全な空き家等の未然防止・解消	1) 適正管理の促進と仕組みの検討	① 管理不全な空き家の所有者等への適正管理の要請 ② 空き家の維持管理をサポートする仕組みの継続 ③ 借地上の空き家の適正管理に関する支援策の検討
		① 補助制度の継続及び所有者等に代わって除却を行う者への支援策の検討 ② 空き家除却に伴う固定資産税等負担の増減に関する情報提供の検討 ③ 活用に適さない空き家が所在する敷地の流通促進を図る仕組みの検討
		① 所有者不存在空き家を解消する仕組みの検討
	2) 除却支援の継続と仕組みの検討	① 危険急迫時の措置・手続き ② 措置・手続きに要した費用の所有者等による負担
	3) 所有者不存在空き家への対応	
	4) 危険急迫時の措置等	
4 特定空家等の対応	1) 特定空家等の認定及び措置	① 特定空家等の所有者等に対する措置
5 空き家等対策に係る実施体制の整備	1) 有識者や民間事業者等との連携	① 砂川市空家等対策推進会議の継続 ② 砂川市住み替え支援協議会の継続と会員拡大
	2) 市内部の連携	① 砂川市空家等連絡会議の継続
	3) 北海道との連携	① 取り組み事例や新たな課題等に関する情報収集 ② 「北海道空き家情報バンク」との連携
	4) 関係団体・関係機関との連携	① 関係団体・関係機関との連携による情報収集や情報共有

(10) 住生活基本計画（全国計画）（計画期間：令和3～12年度）

平成18年度に制定された住生活基本法は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示したものです。

同法に基づき平成18年度に策定された住生活基本計画では、基本的な住宅施策が定められ、平成22年度には2度目の見直しが行われました。しかし、見直し以降本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中で、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発・激甚化し、住まいの安全・安心の確保が求められています。一方で、気候変動問題については、「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」を宣言し、対策が急務となっています。さらに、新型コロナウイルス等感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換も迫られており、社会環境は大きな変革の時期を迎えています。

本計画は、こうした大きな社会環境の変化に対応し、豊かな住生活を実現するために、令和3年度に3度目となる計画の見直しが行われました。

変更計画の中では、豊かな住生活を実現するために、

- ・既存住宅中心の施策体系への転換
- ・住宅政策と福祉政策の一体的対応によるセーフティネット機能の強化
- ・地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現

等を通じ、すべての人々が住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指すことを明記しています。

■ 住生活基本計画（全国計画）変更計画の概要

視点1「社会環境の変化」の視点	
目標1「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	
1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進	
2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進	
目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	
1) 安全な住宅・住宅地の形成	
2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保	
視点2「居住者・コミュニティ」の視点	
目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	
1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保	
2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり	
目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	
1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保	
2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり	
目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	
1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保	
2) 福祉施策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援	
視点3「住宅ストック・産業」の視点	
目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	
1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化	
2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化	
3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成	
目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	
1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却	
2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進	
目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	
1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成	
2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長	

(11) 北海道住生活基本計画（計画期間：令和3～12年度）

本計画は、北海道における住宅施策の目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定するものであり、北海道における住宅施策の基本となる計画として、行政をはじめ、住まい手や住宅関連事業者の方々にとっての住まいづくりのガイドラインの役割をもつものです。

なお、本計画は、「住生活基本法」に規定する都道府県計画として、全国計画（令和3年3月変更）に則して、北海道が定める計画です。

○住生活を取り巻く現状と課題

1. 新たな社会経済情勢等の変化 (1) 災害の頻発・激甚化 (2) 気候変動問題を踏まえた脱炭素化 (3) 新型コロナウイルス感染症による影響	3. 「まちづくり」からの視点 (1) 人口の低密度化・地域偏在 (2) 過疎集落の増加・地域の高齢化
2. 「居住者」からの視点 (1) 世帯・人口の減少、少子高齢化 (2) 共働き世帯の増加、高齢単身世帯の増加 (3) 外国人世帯の増加、地方暮らしの関心の高まり	4. 「住宅ストック・事業者」からの視点 (1) 住宅ストックの充足・余剰・老朽化 (2) 狭小な民営借家、共同住宅の割合増 (3) 厳寒・豪雪気候等の地域特性 (4) 空き家、空き家予備軍の増加 (5) 技術者・建設業従事者の減少、不動産事業所の偏在

○住宅施策の視点と目標、推進方針

視点	目標(対象)	基本的な施策
居住者	(1) 安定した暮らしにつながる住まいの確保	・住宅確保要配慮者の入居・生活支援 ・借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充 ・安全安心で良質な住宅の整備・活用
	(2) 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現	・子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援 ・住み慣れた地域での住替え支援 ・子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用
	(3) 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現	・豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育 ・多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化
防災・まちづくり	(4) 安全安心で災害に強い住生活の実現	・安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え ・災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保 ・災害後の迅速かつ強靱な復興支援
	(5) 持続可能でにぎわいのある住環境の形成	・環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり ・多様な住生活の実現に向けた賑わいのあるまちづくり
	(6) つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	・互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり ・差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり
住宅ストック・事業者	(7) 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環	・脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成 ・住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕 ・住宅循環システムの構築
	(8) 地域活性化につながる空き家の解消	・空き家の抑制・管理の促進 ・良質な空き家の利活用の推進 ・住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却
	(9) 活力ある住生活関連産業の振興	・北海道の技術や資源等の産業振興 ・住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充 ・人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入

● 第2章 砂川市の住まい・住環境の課題と展開方向

1. 国・北海道・砂川市の住宅施策から見た住まい・住環境の課題と検討事項
2. 砂川市の推進施策及び国・北海道の住宅施策から整理した本計画の推進方針

1. 国・北海道・砂川市の住宅施策から見た住まい・住環境の課題と検討事項

ここでは、従前計画で位置づけた推進施策の取り組み状況・課題を整理し、今後の推進施策の方向性を明確にします。同時に、国・北海道の住生活基本計画で位置づけられた方針・施策について、連携して対応すべき事項を洗い出し、本計画の推進方針を設定します。

○各推進施策の庁内における具体的な取り組み内容・課題・施策の方向性のための評価

平成26年度策定の「砂川市住生活基本計画」で位置づけた推進施策について、これまでの具体的な取り組み状況及び課題を整理し、今後の各施策の方向性を設定するため評価を行います。

○国の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

令和2年度に見直し策定された「住生活基本計画（全国計画）」に掲げられている目標、基本的な方針・施策に関連する現行の推進施策の対応状況を整理し、施策の方向性を設定します。

○北海道の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

令和3年度に見直し策定された「北海道住生活基本計画」に掲げられている目標、基本的な施策に関連する現行の推進施策の対応状況を整理し、施策の方向性を設定します。

(1) 各推進施策の庁内における具体的な取り組み内容・課題・施策の方向性のための評価

◆従前の砂川市生活基本計画（平成26年度策定）			◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題		◆施策の方向性のための評価	
			※赤字：具体的な取り組み内容 青字：実施に至らなかった内容				※○：継続（変更等も含む） ―：取止め	
基本理念 『安心して心豊かに いきいき輝くまち』 ～安心・心豊か・いきいきをつなげる 住まい・住環境づくり～	推進方針	推進施策	重点プロジェクト					
	推進方針① 移住定住促進に向けた 住環境づくり	①ー1. U・I・ターンや若年就労層、 子育て世帯の移住定住促進に 向けた情報提供・相談対応の充実	住み替え支援	・移住定住に係る情報提供及び相談対応のほか、砂川での生活を体験することができる「すながわお試し暮らし事業」の実施や、地域おこし協力隊によるYouTube等を活用した幅広い分野での情報発信を行っている。 ・東京での移住相談会等への参加により、移住希望者からの相談を直接受けたほか、すながわ情報メールや市ホームページにおいても継続した情報提供を行っている。 ・建築住宅課内に相談窓口を設置し、住宅に関するさまざまな相談に応じている。	・すながわお試し暮らし事業で使用している移住促進住宅については、令和5年度より、3棟体制で実施しているが、老朽化している住宅や民間から借上げている住宅の今後の利用等について検討する必要がある。	○		
		①ー2. 移住定住促進と地元企業の 受注拡大に寄与する 支援事業の充実	住み替え支援 ハートフル住まい	・地元企業のメリットを活かした住まい・住環境づくりへの支援の一環として、ハートフル住まい推進事業（住宅改修や住宅建設・購入時の助成）に取り組んでおり、平成30年度には住み替え支援事業補助金（移住者・子育て世帯・若年世帯・親との同居近居・医療・介護従事者に対する助成）を創設し、補助の拡充を行っている。 ・平成28年度に住み替え支援協議会を設置し、宅建業者や建設関係業者と連携を図りながら相談内容に応じて協議会会員に繋いでいる。 ・戸建て民間賃貸住宅の改修補助については、入居者に対する直接補助とならず、また移住定住の効果を図りつづけるため実施に至らなかった。	・今後も必要に応じて各種補助金の見直しを検討する必要がある。 ・登録物件として市ホームページに掲載した物件の賃貸が成約された場合の助成制度「登録物件促進補助金」を行っているが、活用される件数は少なく、今後は制度の周知方法を検討する。	○		
		①ー3. 移住定住の促進、及び 住宅規模と世帯構成の ミスマッチ解消に向けた 住み替え支援の推進	住み替え支援	・住み替えを円滑に進めるための仕組みづくりとして、平成28年度から空き家・空き地情報登録制度により、市内の空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の売り手と買い手をつなぐ取り組みを行っている。 ・住み替え支援に係る補助金等について市広報の他に、平成29年度から空き家情報パンフレットを作成し、空き家所有者等へ配布、平成30年度からは広域で配布される情報誌に広告を掲載することにより、市外の方にも広く周知するような取り組みを行っている。	・空き家・空き地情報登録制度については、公開した空き家の成約率は90％以上となっており、市内での住み替え・移住支援に貢献している取り組みであるため、今後も継続する。 ・今後も取り組みを継続し、必要に応じて各種補助制度の見直しを検討する。また、取り組みの周知拡大をめざし、内容を検討する必要がある。	○		
		①ー4. 空き地・空き家の有効活用 に向けた情報収集の 仕組みづくりの推進	住み替え支援	・平成28年度に住み替え支援協議会を設置し、各業種と連携・協力する環境整備を行った。 ・空き家・空き地情報を市ホームページに掲載することにより、利活用可能な住宅ストックを周知し、住み替えを検討している方へ周知している。 ・市内の空き家の管理台帳を作成することで、把握している空き家の状態を整理している。 ・年3回新規で掘り起こした空き家の所有者に対して意向調査を実施することで、状況の把握をしている。	・より詳細な情報化が必要か、情報を絞って取りまとめていくかなどの検討が必要であるが、市内の空き家・空き地情報の管理を行う上で必要な取り組みであり、施策としては今後も継続していく必要がある。	○		
		①ー5. 多様な世帯に対する良質な 民間賃貸住宅等の ストック形成の促進	ハートフル住まい	・移住希望者向けに、使用されていない国の官舎1棟4戸を取得・改修し、移住定住促進住宅として賃貸・管理を行っている。 ・なお、民間賃貸住宅の事業化については、供給促進に向けた住宅建設者への誘導策や、入居者に対する財源を含めた支援策など効果的な支援に結びつく有効な定住促進策を見いだすことができず事業化には至らなかった。	・民間賃貸住宅については利便性の高いエリアにおいて「単身向け」が、また教育施設エリアにおいて「世帯向け」の建設が好調であり、民間活力を活かしたストック形成を図るため事業者等からの情報収集や情報発信の方法を検討する必要がある。	○		
	推進方針② 住み慣れた住宅で 長く安心して 暮らし続けられる 住まいづくり	②ー1. 住宅における ユニバーサルデザインの視点に立っ た取り組みの推進	ハートフル住まい	・国、北海道、（一財）北海道建築指導センター等のユニバーサルデザイン等に関するパンフレット・普及資料などを活用して、各種情報提供を行っている。	・各種情報提供については、引き続き継続する必要がある。	○		
		②ー2. 住まいづくりに関する 情報提供・相談対応の充実	住み替え支援 ハートフル住まい	・総合相談窓口を設置しており、相談内容に応じて住み替え支援協議会会員を紹介するなど情報提供を行っている。 ・国、北海道、（一財）北海道建築指導センター等の住まいに関するパンフレット・普及資料を活用して、各種情報提供を行っている。	・適切に情報提供することができおり、今後も取り組みを継続する必要がある。	○		
		②ー3. 既存住宅の耐久性・安全性・ バリアフリー等の 基本性能の向上に寄与する 支援事業の充実	ハートフル住まい	・平成30年度と令和3年度にハートフル住まい推進事業の内容の見直し及び拡充を実施した。申請件数は年々増えており、幅広い市民が活用している。 ・木造住宅の無料耐震診断については、北海道の制度に則して実施しているが申請者がなく実績はなかった。それに伴い、砂川市永く住み（住宅改修）補助金にある耐震改修工事についても実績はなかった。	・施策全体としては取り組みを継続し、必要に応じて各種補助金の見直しを検討する必要がある。 ・なお、耐震改修については申請者がいなかったことから効果的な周知方法を検討する必要がある。	○		
		②ー4. ユーザーサービスの向上、 地域の技術力向上、 人材育成につながる支援の充実		・市内企業への就業機会の確保から、市内の高校生を対象として、「ジョブスタート事業」を実施している。	・建設関係企業は毎年一定数の参加があり、周知が進んでいるが、高卒の就職先に結び付いていないため効果的な周知方法を検討する必要がある。	○		

◆従前の砂川市住生活基本計画（平成26年度策定）		◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題		◆施策の方向性のための評価	
推進方針		推進施策	重点プロジェクト			※○：継続（変更等も含む） －：取止め	
推進方針③ 子どもから 高齢者・障がい者 まで誰もが 安全・安心に 暮らせる住まい・ 住環境づくり	③－１. 「福祉サービスの提供」と 「地域で高齢者を見守る・ 支えるしくみ」による 安心居住の推進			・高齢者に向けた福祉サービスとして、配食・除雪サービス・緊急通報装置設置事業等を通じて 高齢者の在宅生活を支援 している。 ・平成25年度からスタートした 高齢者の見守り事業 についても、各町内会、民生児童委員等で高 齢者情報を共有することで、地域の見守り活動に繋がっている。	・民生委員については、令和4年度の改選時より定数に欠員が生じて いることから、地域間格差の解消に向けて可及的速やかに欠員を 解消する必要がある。 ・ボランティアで支えていくことが今後難しくなるため、高齢者の生活 を支援する担い手の充実や、有償サービスを含めて検討する必要がある。 ・施策全体としては、高齢者の生活不安の解消や利便性の向上が 図られていること、また、配食、除雪サービスについては、利用件数 が年々増加しており、在宅高齢者の生活に必要な不可欠なサービスと なっていることから継続を検討する必要がある。		○
	③－２. 福祉と建築の制度間の連携に よる、高齢者・障がい者に 対応する住宅改修支援の継続	住み替え支援	ハートフル住まいる	・住宅のバリアフリーに関する改修について、介護認定者へは介護保険制度による住宅改修費支 給以外に、市独自の支援制度として「居宅介護住宅改修資金貸付事業」、介護認定を受けていな い65歳以上の高齢者等については「高齢者等安心住まい（住宅改修）補助金」、障がいのある 方へは「日常生活用具給付等事業」として 住宅改修支援を実施 している。	・各種補助事業については今後も継続し、制度周知のため引き続き 情報提供に努める。		○
	③－３. 家族形態や身体状況の変化に 応じて、円滑に住み替える 仕組みづくり	住み替え支援		・家族形態や身体状況を踏まえた上で相談対応を行い、必要があれば高齢者施設や老人ホームへ の入所案内を行っている。 ・子育て世帯が円滑に住み替えるように、住宅の建設又は購入時に補助を行う「子育て支援 補助金」を導入している。	・「子育て支援補助金」については、毎年度一定の実績があり、住み 替え時の負担軽減のサポートとなっていることから、今後も制度の継 続、対象者の拡充等を検討する。		○
	③－４. 高齢者・障がい者を取り巻く 住まい・住環境に係る 情報提供の推進	住み替え支援		・居住環境の整備については主に住宅改修制度について福祉・建築の担当者が連携を図りながら 各種制度について情報提供を行っている。 ・生活実態や身体状況を踏まえた上で、 高齢者施設や老人ホームへの入所の相談を受け、案内し ている。	・相談支援体制においては福祉・建築の縦割りとならないよう、今後 も横断的に連携・協力を図りながら、引き続き丁寧な情報提供を行っ ていく体制を維持していく必要がある。		○
	③－５. 子育て世帯の住まい・住環境に 係る支援	住み替え支援	ハートフル住まいる	・子育て世帯・若年世帯に対して補助を実施している。 ・住宅セーフティネットを担う公営住宅では、長期的な必要戸数などを踏まえた整備方針を定 め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進めている。	・子育て世帯に対する補助金については一定の成果があり、さらな る拡充を検討する。 公営住宅については、長寿寿命化計画に基づき改修を継続して行う。		○
	③－６. 子育て支援や高齢者の 生きがいづくり、 健康づくりの推進			・さくら保育園に併設された子育て支援センターにおいて、 子育てに関する相談対応 や、親子同 士、子ども同士の交流を深める様々な事業を実施している。 ・地域において 高齢者が自主的に運営する団体に取り組む活動 （サロン活動）に対して、運動指 導士などの講師の派遣や、会場費の助成を行うことで、 活動の活性化 を図っている。 ・老人クラブ等に対し、運営費を補助することにより、老人クラブの活動及び事業促進につな がり、高齢者の社会参加や 健康づくりの機会が確保 されている。	・今後も子育て世帯が孤立しないよう、子育て支援センターの利用 促進を図ることで、地域における子育て支援を積極的に推進していく 必要がある。 ・サロン活動の減少や老人クラブの解散、会員数及び活動の減少が 見られることから、会員募集を含めた周知等の支援を検討する必要 がある。		○
	③－７. 誰もが安全・安心に利用できて、 ふれあい・交流が生まれる 広場・緑地の推進			・公園施設長寿寿命化計画に基づき、予防保全型のインフラ老朽化対策の推進を図るべく、毎年、 遊戯施設の点検を実施し、安全・安心な公園を保つため、 随時、遊具及びベンチ、トイレ等施設 の改築 を行っている。	・公園施設のバリアフリー化に関しては、全公園の整備には至って おらず、今後は、総合計画のアンケート結果や公園の利用状況を踏 まえ、バリアフリー化の整備に努める必要がある。		○
推進方針④ まちなか居住の推進 に向けた住まい・住 環境づくり	④－１. まちなか居住に寄与する事業の 継続と住情報提供事業の充実	ハートフル住まいる		・まちなか居住区に優遇した「まちなか住まいる等補助金（ハートフル住まいる補助金）」を 実 施 している。	・補助制度は取り組みを継続し、必要に応じて各種補助金の見直し を検討する必要がある。		○
	④－２. まちなかへの世帯向け及び 高齢者向けの民間賃貸住宅の 供給促進			・高齢者世帯向け民間賃貸住宅の整備については、民間事業者によりサ高住の建設が予定されて いる（実績としてはまちなかに有料老人ホーム等3件、特別養護老人ホーム1件、うち市立病院 周辺は1件）。	・利便性の高いまちなかの遊休地等を有効に活用できるよ う、民間活力を活かしたストック形成を図るため不動産業 者等への情報収集・情報発信の方法を検討する必要がある。		○
	④－３. まちなかのにぎわいと するおいあふれる快適な 住環境づくりに向けた、 民間団体等による継続的な 活動との連携と支援			・商工会議所や商店会連合会等の関係団体や市民・民間団体と連携を図り、プレミアム商品券・ 商店会連合会加盟店専用商品券の発行やスイートロード協議会によるスタンプラリーの実施など への支援を行うなど、 まちづくり活動やまちなか居住環境の向上のための各種取り組みを実施 している。 ・「国道一直線商店街花いっぱい運動」や「もっと花いっぱい運動」による 地域一体となった道 路の美化活動 を行っている。	・商工会議所や商店会連合会等の関係団体や民間団体等が今後も 継続的に活動できるよう連携・支援を行う必要がある。		○

基本理念
『安心して心豊かに
いきいき輝くまち』
～安心・心豊か・いきいきをつなげる
住まい・住環境づくり～

◆従前の砂川市住生活基本計画（平成26年度策定）		◆推進施策のこれまでの取り組み内容		◆課題	◆施策の方向性のための評価
推進方針	推進施策 重点プロジェクト	※赤字：具体的な取り組み内容 青字：実施に至らなかった内容			※○：継続（変更等も含む） ―：取止め
安心・心豊か・暮らしやすいまちづくり 環境重視型社会に 配慮した住まい・ 住環境づくり	⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	住み替え支援 ハートフル住まい	・管理不全な空き家を未然に防止するための適切な維持管理を履行する取り組みとして、 空き家等相談窓口の開設 、市役所等公共施設での情報提供冊子等の配布や市ホームページ、広報すながわ、固定資産税納税通知書に同封する文書による情報提供により、 市民や空き家所有者等への周知・啓発 に取り組んでいる。 ・ 空き家台帳 を作成し、市内の空き家について管理している。また、定期的に空き家所有者に対して意向調査の実施や、3年に一度全空き家の全件調査を実施し定期的に現況確認をしており、状態が悪化した場合に備えて 空き家管理者の把握 をしている。 ・平成30年度には砂川市老朽住宅除却費補助金の見直し・拡充を行い、毎年30件強の利用実績がある。 ・ 札幌司法書士会との協定 により、相続登記業務の円滑化がこれまで以上に進む見込みがあり、空き家所有者の確知に大きく前進することが期待される。	・管理不全かつ所有者不存在の空き家が所在する敷地の所有者が、自らの負担で解決を図ろうとする場合や、管理不全な空き家等の隣地所有者等利害関係者が、自ら財産管理制度等により当該空き家を取得・解体しようとする場合の支援策を検討する。 ・相続放棄などによる対応困難の物件について対応を検討する。 ・補助制度については、取り組みを継続し必要に応じて各種補助金の見直しを検討する。 ・ハートフル住まい（老朽住宅除却費補助金）の継続・拡充の検討を行う。	○
	⑤-2. 建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続		・活用促進の対象となる建築関連工事で使用可能な地場産材、地場製品が減少しており、現在はPRをしていない。	・建築工事価格の高騰が続いている状況であること、また対象となる建築関連工事で使用可能な地場産材、地場製品が減少していることから、今後は取りやめも含めた施策の見直しが必要である	―
	⑤-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続		・法制度（ 建設リサイクル法 ）に基づき、適切に指導を行っており、今後も継続すべきである。	・今後も適切に周知・指導を継続する必要がある。	○
	⑤-4. 長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	住み替え支援 ハートフル住まい	・令和3年度より 住宅用太陽光発電システム導入費補助事業 の制度見直しを行い、住宅用蓄電池についても、補助対象とした。 ・ 省エネルギー化 に向けては、国や北海道などが発行するパンフレット等を活用して 普及・啓発 を行っている。	・2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて住宅用太陽光発電システム導入費補助制度の拡充等見直しを検討する。 ・令和7年度より全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けとなるので、引き続き、普及・啓発を行う。	○
推進方針⑥ 公営住宅の長寿命化の推進と良質なストック形成	⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理		・ 砂川市公営住宅等長寿命化計画 に基づき、公営住宅各住棟の改善事業や公園の整備について実施している。	・令和3年度に「砂川市公営住宅等長寿命化計画（平成23年度策定）」の見直しを行ったが、想定以上の少子高齢化・人口減少により空き住戸が増加しているため、次回計画の見直し時に、市の現状と整合性を図り、公営住宅等の適切な維持管理を推進する必要がある。	○

(2) 国の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	対応する砂川市の推進施策（現行）			今後の方向性
「社会環境の変化」からの視点	■目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	(1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 ○ 住宅内テレワークスペース等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備、宅配ボックスの設置等による非接触型の 環境整備の推進 ○ 空き家等 の既存住宅活用を重視し、賃貸住宅の提供や 物件情報の提供等 を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進 ○ 住宅性能の確保 、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備。計画的な修繕や持家の円滑な賃貸化など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備を推進	→	①-5. ※1	多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進	○※2
			→	①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			→	②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
		(2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX¹⁾、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進 ○ 持家・借家を含め、 住宅に関する情報収集 から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約・取引プロセスのDXの推進 1)DX(デジタルトランスフォーメーション): 将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること	→	①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
「社会環境の変化」からの視点	■目標2 頻発・激化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	(1) 安全な住宅・住宅地の形成 ○ ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供 ○ 関係部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、 ・豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制 ・災害の危険性等地域の実情に応じて、安全な立地に誘導するとともに、既存住宅の移転を誘導 ○ 住宅の改修による耐風性能等の向上、 耐震改修 ・建替え等による住宅・市街地の 耐震性の向上 ○ 災害時にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能 ²⁾ の向上	→			★
			→			★
			→	②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
			→			★
「居住者・コミュニティ」からの視点	■目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	(2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保 ○ 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保することを基本とし、公営住宅等の一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供 ○ 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保 2)レジリエンス機能: 自然災害による停電時等においても、蓄電や発電により自立的にエネルギーを確保することができる等、災害時にも居住を継続することができる住宅・住宅地の機能のこと	→			★
		(1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ○ 住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・ 子育て世帯 の都心居住ニーズもかなえる 住宅取得の推進 ○ 駅近等の利便性重視 の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性及規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた 柔軟な住替え の推進 ○ 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕等により、良質で長期に使用できる 民間賃貸住宅ストックの形成 と賃貸住宅市場の整備の推進 ○ 防音性や 省エネルギー性能 、防犯性、保育・教育施設や医療施設等への アクセスに優れた賃貸住宅 の整備	→	③-5.	子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
			→	③-3. /④-2.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進／家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えてできる仕組みづくり	○
			→	④-2.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進	○
「居住者・コミュニティ」からの視点			→	④-2. /⑤-4.	まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進／長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
		(2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり ○ 住宅団地での建替え等における子育て支援施設や 公園・緑地 等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備 ○ 地域のまちづくり方針と調和した コンパクトシティの推進 とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等	→	③-7.	誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進	○
			→	④-1. /④-2. /④-3.	まちなか居住に寄与する事業の継続と住情報提供事業の充実／まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進／まちなかにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援	○

※1 : 推進施策の番号

※2 ○: 国の施策に則して砂川市においても連携して推進する施策。★: 新規施策

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	対応する砂川市の推進施策（現行）	今後の方向性	
「居住者・コミュニティ」からの視点	■目標4 多様な世代が支え合い、高齢者が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	（1）高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 ○改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進 ○エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進 ○高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT ³⁾ 技術等を活用したサービスを広く一般に普及 ○サービス付き高齢者向け住宅等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進 （2）支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり ○住宅団地での建替え等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペースの整備等、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備 ○三世代同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住み替え等を推進。家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミストコミュニティの形成 3)IoT:自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進出し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語	→ ②-2. /③-4. 住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実／高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進 → ②-3. /⑤-4. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実／長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改修省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続 → ③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進 → ③-4. 高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進	○ ○ ○ ○	
	■目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	（1）住宅確保要配慮者（低所得者・高齢者・障害者・外国人等）の住まいの確保 ○住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進 （2）福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援 ○住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保 ○地方公共団体と居住支援協議会等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応等の実施	→ ⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適正な維持・管理 → ③-2. /③-4. 福祉と建築の制度間の連携による。高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援の継続／高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進 → ③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進	○ ○ ○	
	「住宅ストック・産業」からの視点	■目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	（1）ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 ○これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進	→ ⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
			（2）長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化 ○長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進 ○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新	→ ⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続 → ②-3. /⑤-4. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実／長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○ ○
（3）世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成 ○2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、長寿命でライフサイクルCO ₂ 排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEH ⁴⁾ ストックを拡充し、ライフサイクルでCO ₂ 排出量をマイナスにする LCOM住宅 ⁵⁾ の評価と普及を推進するとともに、住宅の省エネ基準の適合率を向上させるための更なる規制措置の導入を検討 4)ZEH(ゼツチ): Net Zero Energy House(ネット・エネルギー・ゼロ/ハウス)の略称。断熱性能を大幅に向上させ、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギー等で発電するエネルギーを導入し、収支をバランスさせて、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅 5)LCOM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅: 建設時、運用時、廃棄時において省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅			→ ⑤-3. /⑤-4. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に受けた周知と指導の継続／長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○	

視点	目標	基本的な方針・施策（抜粋）	対応する砂川市の推進施策（現行）			今後の方向性
「住宅ストック・産業」からの視点	■目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	（1）空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 ○所有者等による適切な管理の促進。周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策の強化 ○地方公共団体と地域団体等が連携して相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進 ○所有者不明空き家について、財産管理制度の活用等の取組を拡大	→	⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			→	⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			→	⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
		（2）立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 ○空き家・空き地バンクを活用しつつ、古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅等、多様な二地域居住・多地域居住を推進 ○中心市街地等において、地方創生やコンパクトシティ施策等と一体となって、空き家の除却と合わせた敷地整序や、ランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進 ○空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援	→	①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			→	①-4. /⑤-1.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進／管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			→	①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
「住宅ストック・産業」からの視点	■目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	（1）地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成 ○大工技能者等の担い手の確保・育成について、職業能力開発等とも連携して推進。地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進	→	②-4. /⑤-2.	ユーザーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実／建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続	○

(3) 北海道の住宅施策に対する現行の砂川市の推進施策の対応状況及び各施策の今後の方向性

理想像		視 点	目 標	基本的な施策	対応する砂川市の推進施策(現行)	今後の方向性
すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活	「居住者」	■目標1 (住宅確保要配慮者) 安定した暮らしにつながる住まいの確保	(1) 住宅確保要配慮者の入居・生活支援	→ ⑥-1. ※1	公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理	○※2
			(2) 借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充	→ ①-2.	移住定住促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業の充実	○
			(3) 安全安心で良質な住宅の整備・活用	→ ②-3.	既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実	○
		■目標2 (子育て世帯・高齢者世帯) 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現	(1) 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援	→ ③-2. /③-5.	福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅支援改修支援の継続/ 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
			(2) 住み慣れた地域での住替え支援	→ ③-3.	家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替える仕組みづくり	○
			(3) 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用	→ ③-2. /③-5.	福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅支援改修支援の継続/ 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援	○
		■目標3 (多様な居住者) 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現	(1) 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育	→ ①-1. /②-2	U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実/住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実	○
			(2) 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化	→ ①-1. /②-2	U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実/住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実	○
	「防災・まちづくり」	■目標4 (防災・復興) 安全安心で災害に強い住生活の実現	(1) 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え			★
			(2) 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保			
			(3) 災害後の迅速かつ強靱な復興支援			
		■目標5 (住環境) 持続可能でにぎわいのある住環境の形成	(1) 環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり	→ ⑤-4.	長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
			(2) 多様な住生活の実現に向けた賑わいのあるまちづくり	→ ④-3.	まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援	○
		■目標6 (地域コミュニティ) つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	(1) 互助を育み、賑わいを創出できるつながりづくり	→ ④-3.	まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援	○
			(2) 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり	→ ③-7. /④-3.	まちなかのにぎわいとうるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援/誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進	○
	「住宅ストック・事業者」	■目標7 (住宅性能・機能・寿命・市場) 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環	(1) 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成	→ ⑤-4.	長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続	○
			(2) 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕	→ ⑥-1.	公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理	○
			(3) 住宅循環システムの構築	→ ⑤-3.	建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続	○
		■目標8 (空き家) 地域の活性化につながる空き家の解消	(1) 空き家の抑制・管理の促進	→ ⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
			(2) 良質な空き家の利活用の推進	→ ①-4.	空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進	○
			(3) 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却	→ ⑤-1.	管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進	○
		■目標9 (住宅産業・住生活関連事業・新技術) 活力ある住生活関連産業の振興	(1) 北海道の技術や資源等の産業振興	→ ⑤-2.	建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続	—
			(2) 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充	→ ①-5.	多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進	○
			(3) 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入	→ ②-4.	コーダーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実	○

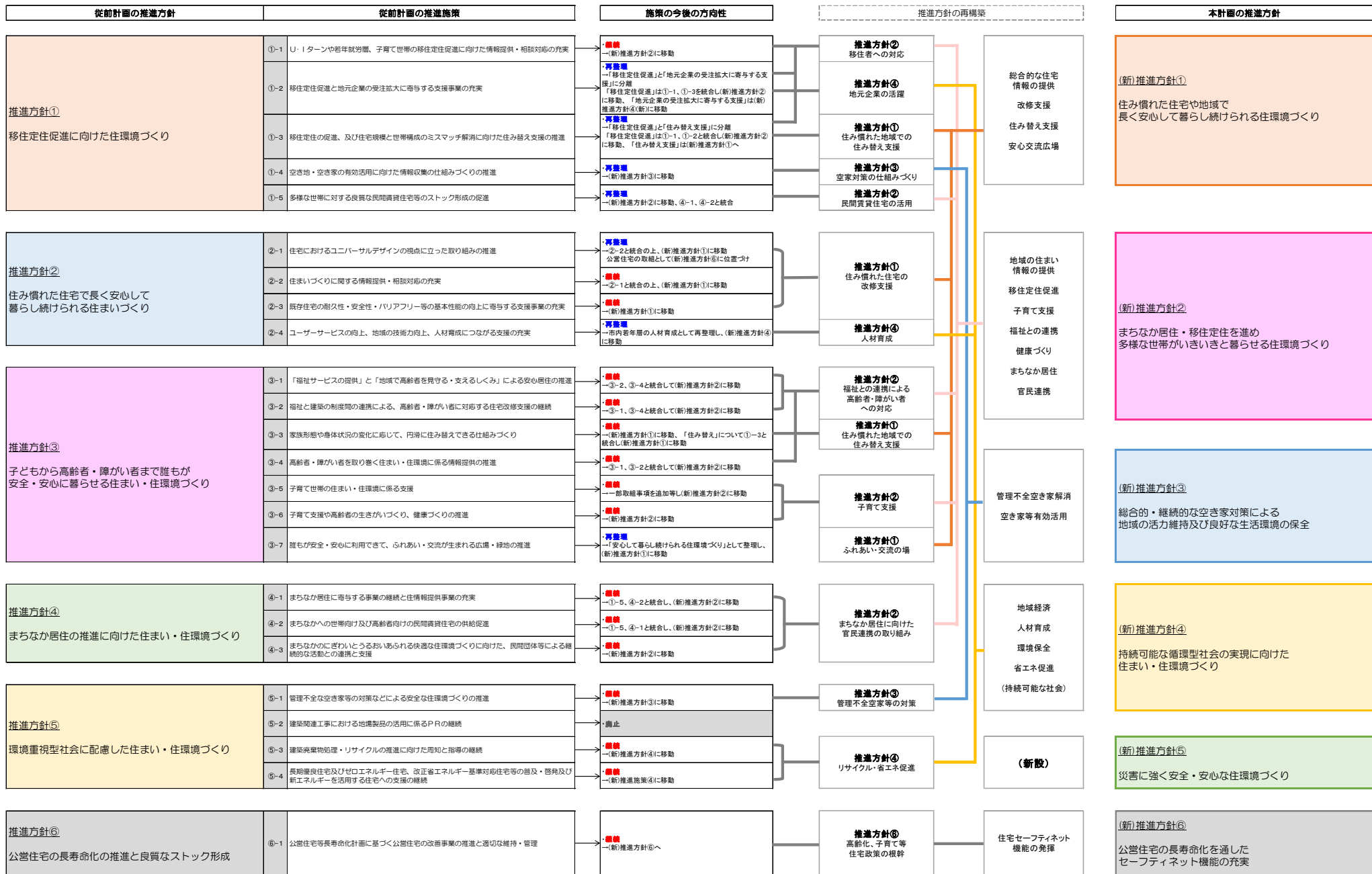
※1 : 推進施策の番号(—は対応する推進施策なし)

※2○: 道の施策に則して砂川市においても連携して推進する施策

—: 国や都道府県レベルで推進する施策

★: 新規施策

2. 砂川市の推進施策及び国・北海道の住宅施策から整理した本計画の推進方針

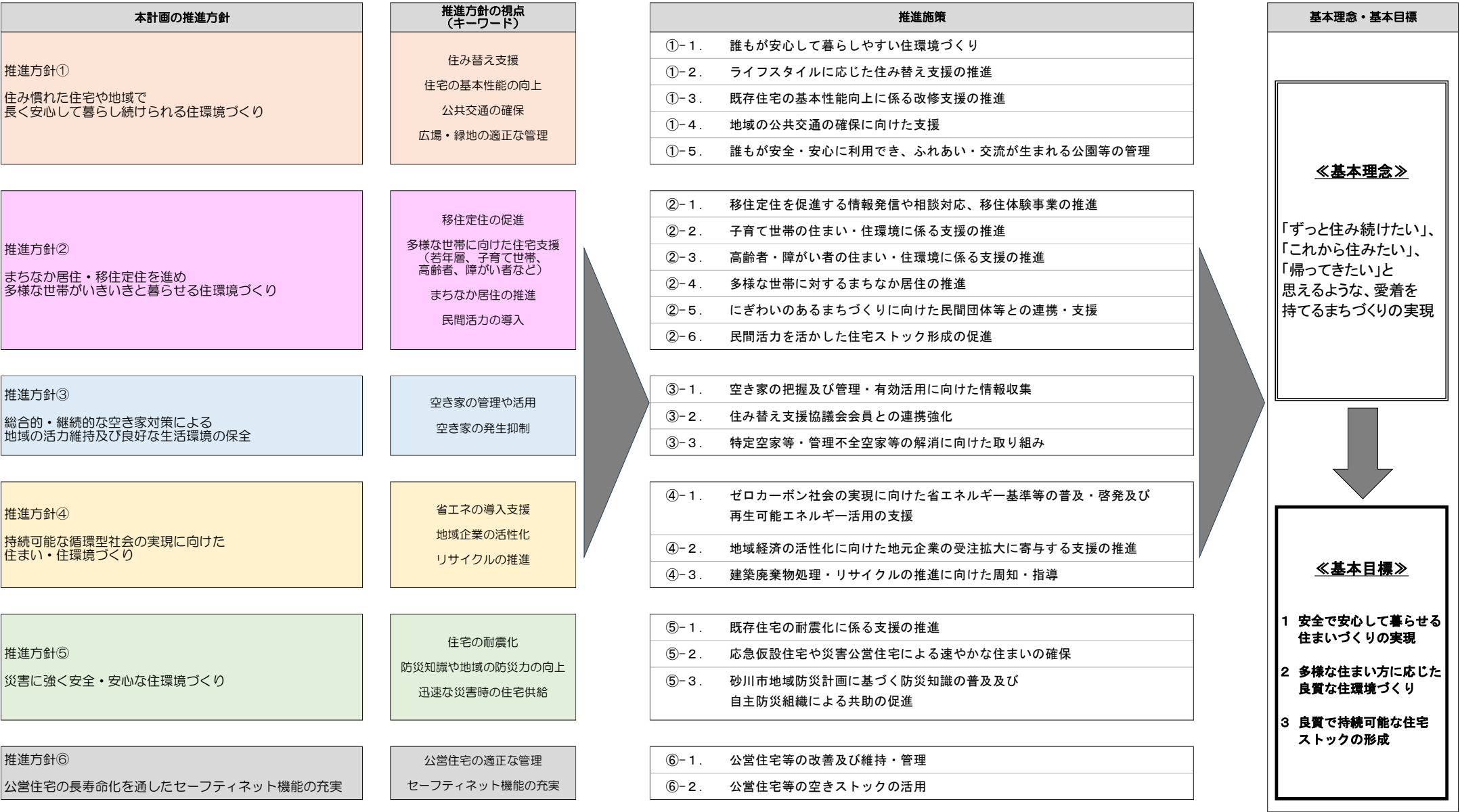


● 第3章 砂川市の住宅施策の展開

1. 本計画の推進方針及び視点、推進施策
2. 推進施策の具体的な取組み
3. 基本理念・基本目標

1. 本計画の推進方針及び視点、推進施策

第2章で設定した本計画の推進方針から導き出せるキーワードを推進方針の視点として抽出し、推進施策及び基本理念・基本目標を設定します。



2. 推進施策の具体的な取組み

推進方針

① 住み慣れた住宅や地域で長く安心して暮らし続けられる住環境づくり

①-1. 誰もが安心して暮らしやすい住環境づくり

【具体的な取組み】

- 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい安全に配慮した良質な住宅の普及促進に取り組みます。
- 住宅の取得や改修等の情報を容易に入手できるよう相談体制の継続と充実を図ります。
- 国・北海道・民間事業者等が発行するパンフレットなどを活用した情報提供に努めます。

①-2. ライフスタイルに応じた住み替え支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会を運営し、様々な事業者と連携・協力して子育て世帯や高齢者世帯等が安心して暮らせる住環境づくりに取り組みます。
- ライフスタイルの変化に伴う住宅ニーズに対応できるよう、空き家バンク※による住情報の提供や、空き家バンクの登録物件成約に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

※) 空き家バンク

砂川市住み替え支援協議会登録物件「空き家・空き地情報」からの名称変更。

①-3. 既存住宅の基本性能向上に係る改修支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み慣れた住宅で長く暮らし続けられるよう、基本性能向上のための改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- バリアフリー改修について、福祉部局と建設部局が連携した相談体制の充実や、介護認定の有無に限らず改修しやすいよう補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

①-4. 地域の公共交通の確保に向けた支援

【具体的な取組み】

- 暮らしに不可欠な交通手段を確保するため、公共交通機関への支援や予約型乗合タクシーの運行に継続して取り組みます。

①-5. 誰もが安全・安心に利用でき、ふれあい・交流が生まれる公園等の管理

【具体的な取組み】

- 既存の公園施設等について予防保全的管理による適切なストックマネジメントを進め、ふれあい・交流ができる公園等の機能の向上や魅力の発信に努めます。
- 地域コミュニティの場としてますます利用が期待される公営住宅用地の広場・緑地等について、安全・安心に遊ぶことができるよう適切な維持管理に努めます。

推進方針

② まちなか居住・移住定住を進め多様な世帯がいきいきと暮らせる住環境づくり

②-1. 移住定住を促進する情報発信や相談対応、移住体験事業の推進

【具体的な取組み】

- 移住者が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、移住世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯の移住定住を促進するため、すながわ移住定住促進協議会の運営、市ホームページやSNS等を活用した情報発信や市窓口における相談対応、移住体験事業に継続して取り組みます。
- 市内就労者が住宅を取得しやすい補助制度等について検討します。
- 若年層の定住化を図るため、地元企業と連携した家賃補助や資格取得支援、就労情報の発信等に努めます。

②-2. 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 子育て世帯が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、子育て世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 子育て支援センターを拠点とした子育て世帯の交流の活性化や相談対応の円滑化を図ります。
- 子育て支援のしおりを活用した情報発信により、子育て世帯の住生活環境の充実を図ります。

②-3. 高齢者・障がい者の住まい・住環境に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 福祉部局と連携し、高齢者や障がいのある人に対する住宅改修や福祉施設に関する情報提供、相談対応に努めます。
- 高齢者の暮らしを支える配食や除雪などの様々な福祉サービスを継続するとともに、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」により高齢者の見守りを進めます。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの活性化に向けて、自発的な活動が継続できるように老人クラブをはじめとした運営費等の補助に継続して取り組みます。

②-4. 多様な世帯に対するまちなか居住の推進

【具体的な取組み】

- 中心市街地におけるにぎわいと安心・快適な暮らしの実現に向けて、まちなか居住を推進します。
- まちなか居住を推進するため、住宅の取得に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯に向けて空き家バンクによる住情報の提供を継続し、まちなかの空き家活用・流通を促進します。

②-5. にぎわいのあるまちづくりに向けた民間団体等との連携・支援

【具体的な取組み】

- 様々な世代・世帯の生きがいあふれる安心・快適な暮らしを支援するため、地域交流センターや既存施設の機能等を活用した事業に継続して取り組みます。
- 砂川市まちなか交流施設「すないる」において、居心地の良い居場所となるエリアを形成し、フリースペースや屋外広場でのイベント開催による「にぎわい」づくりや、砂川の情報発信など「魅力」づくりを進めます。
- 商工会議所・商店会連合会等と連携し、まちなか活性化のため新たに店舗を開業する際の支援や、空き店舗情報の提供などに継続して取り組みます。
- 市民・民間団体等による良好なまちなか居住環境づくりのために、市民ボランティア等による美化・清掃等、まちづくり活動への支援に継続して取り組みます。

②-6. 民間活力を活かした住宅ストック形成の促進

【具体的な取組み】

- 医療や福祉機能、商業・生活サービス機能、地域交流機能等が充実したまちなか居住を推進するため、民間活力を活かした住宅供給の誘導方策について検討します。

推進方針

③ 総合的・継続的な空き家対策による地域の活力維持及び良好な生活環境の保全

③-1. 空き家の把握及び管理・有効活用に向けた情報収集

【具体的な取組み】

- 空き家管理台帳により、空き家所有者等の把握及び家屋の状態の把握・管理に取り組みます。
- 空き家の所有者等への意向調査に継続して取り組みます。
- 独居の高齢者が施設入所や入院等により、持ち家が空き家になった場合の情報収集の方法について検討します。

③-2. 住み替え支援協議会会員との連携強化

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会会員と連携し、住み替え後の自宅の処分や、相続により取得した空き家の処分に関する相談体制の構築を検討します。
- 住み替え支援協議会会員への所有者不存在空き家等に関する情報提供の方法について検討します。

③-3. 特定空家等・管理不全空家等の解消に向けた取組み

【具体的な取組み】

- 「砂川市空家等対策計画（令和4年度策定）」に基づき、地域の安全確保と良好な生活環境の保全に取り組みます。
- 老朽住宅の除却に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 利活用が困難と判定した空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「管理不全空家等」の候補とし、所有者等の対応に応じて必要な措置を講じます。また、「管理不全空家等」に認定された所有者等には税務部局と連携して指導・勧告等の対応をします。
- 所有者不存在の特定空家等について、危険性や緊急性に応じて略式代執行などの措置を検討します。
- 所有者等に対する空き家の発生抑制に関する情報提供の方法について検討します。

推進方針

④ 持続可能な循環型社会の実現に向けた住まい・住環境づくり

④-1. ゼロカーボン社会の実現に向けた省エネルギー基準等の普及・啓発及び再生可能エネルギー活用の支援

【具体的な取組み】

- 良質な住宅ストックの形成とゼロカーボンの実現に向けて、省エネルギー基準の周知やZ E H¹⁾、長期優良住宅等²⁾の普及・啓発を進めます。
- 住宅における再生可能エネルギーの利用促進とCO₂排出量削減のため、住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

1) Z E H（ゼッチ）

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。断熱性能を大幅に向上させ、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギー等で発電するエネルギーを導入し、収支をバランスさせて、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅。

2) 長期優良住宅

長く安心・快適に暮らせる家として平成21年（2009年）にスタートした「長期優良住宅認定制度」の基準を満たし認定を受けた住宅。

④-2. 地域経済の活性化に向けた地元企業の受注拡大に寄与する支援の推進

【具体的な取組み】

- 住宅の取得や改修等における地元企業の受注拡大に寄与する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

④-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知・指導

【具体的な取組み】

- 建築廃棄物の適正処理の推進と資源の有効活用、及び環境負荷の低減に向け、建設リサイクル法に基づき、建物所有者・建設事業者等に対する分別解体等に係る情報の周知・指導に努めます。

推進方針**⑤ 災害に強く安全・安心な住環境づくり****⑤-1. 既存住宅の耐震化に係る支援の推進****【具体的な取組み】**

- 地震に強いまちづくりを目指し、地震による人的被害、経済的被害の軽減を図るため、既存住宅の耐震改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 木造住宅の無料耐震診断事業及び耐震改修事業の継続と、制度の周知拡大に努めます。
- 北海道と連携し、住宅・建築物の耐震化に係る情報提供に努めます。

⑤-2. 応急仮設住宅や災害公営住宅による速やかな住まいの確保**【具体的な取組み】**

- 被災者の一時的な居住の安定を図るため、災害時に建設型応急仮設住宅の建設が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数等をあらかじめ把握します。
- 災害公営住宅の整備にあたっては、北海道と情報共有し、被災者の安全で安心な住まいの確保を図ります。

⑤-3. 砂川市地域防災計画に基づく防災知識の普及及び自主防災組織による共助の促進**【具体的な取組み】**

- 「防災ハザードマップ」の全戸配布や、生活空間であるまちなかに「まるとまちごとハザードマップ」を掲示するなど、日常的に防災への意識を高められるように努めます。
- 土砂災害警戒区域など防災情報の積極的な情報提供や、防災教室、防災訓練の実施を進め、防災知識の普及に努めます。
- 地域における防災力の向上を図るため、自発的な防災活動が行われるよう自主防災組織による予防活動など、地域コミュニティにおける共助を促進します。

推進方針**⑥ 公営住宅の長寿命化を通したセーフティネット機能の充実****⑥-1. 公営住宅等の改善及び維持・管理****【具体的な取組み】**

- 公営住宅等の適切な改善や維持・管理を進めセーフティネット機能の充実を図ります。
- 公営住宅等の良質なストック形成に向け、地域ニーズに対応した住棟の集約化を検討します。

⑥-2. 公営住宅等の空きストックの活用**【具体的な取組み】**

- 公営住宅等の空きストックの有効活用のため、多様な住宅ニーズに対応した様々な活用方法について調査研究します。

3. 基本理念・基本目標

上位計画である砂川市第7期総合計画のめざす都市像「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現に向けて、前章で組み立てた推進方針及び推進施策を展開していく上での基本理念・基本目標を設定します。

(1) 基本理念の設定

住宅施策の分野においては、多様な住まい方に応じた良質な住まい・住環境づくりを促進し、恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、生活に対する安心感や日々の幸せから笑顔が絶えない誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指すため、砂川市第7期総合計画のめざす都市像の「ことばに込められた思い」から引用し、本計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と
思えるような、愛着を持てるまちづくりの実現

この言葉には、誰もが笑顔を絶やすことなく、のびのびと、いきいきと暮らすことができるよう「生活に安心感を与えていく」という思い、まさに本計画の基本理念が表れています。

(2) 基本目標の設定

本計画で位置づけた推進方針及び推進施策に基づいて、基本理念の実現に向けた3つの基本目標を次のように設定します。

【基本目標】

- 1 安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現
- 2 多様な住まい方に応じた良質な住環境づくり
- 3 良質で持続可能な住宅ストックの形成

長くこのまちで住み続けたいと思う「安全・安心な住まい」を支援すること、多様な世帯が住みたいと思う「良質な住環境」を築くこと、そしてそれらを支える基盤として「持続可能な住宅ストック」を整えることを目標とし、住宅施策の方向性を示しています。

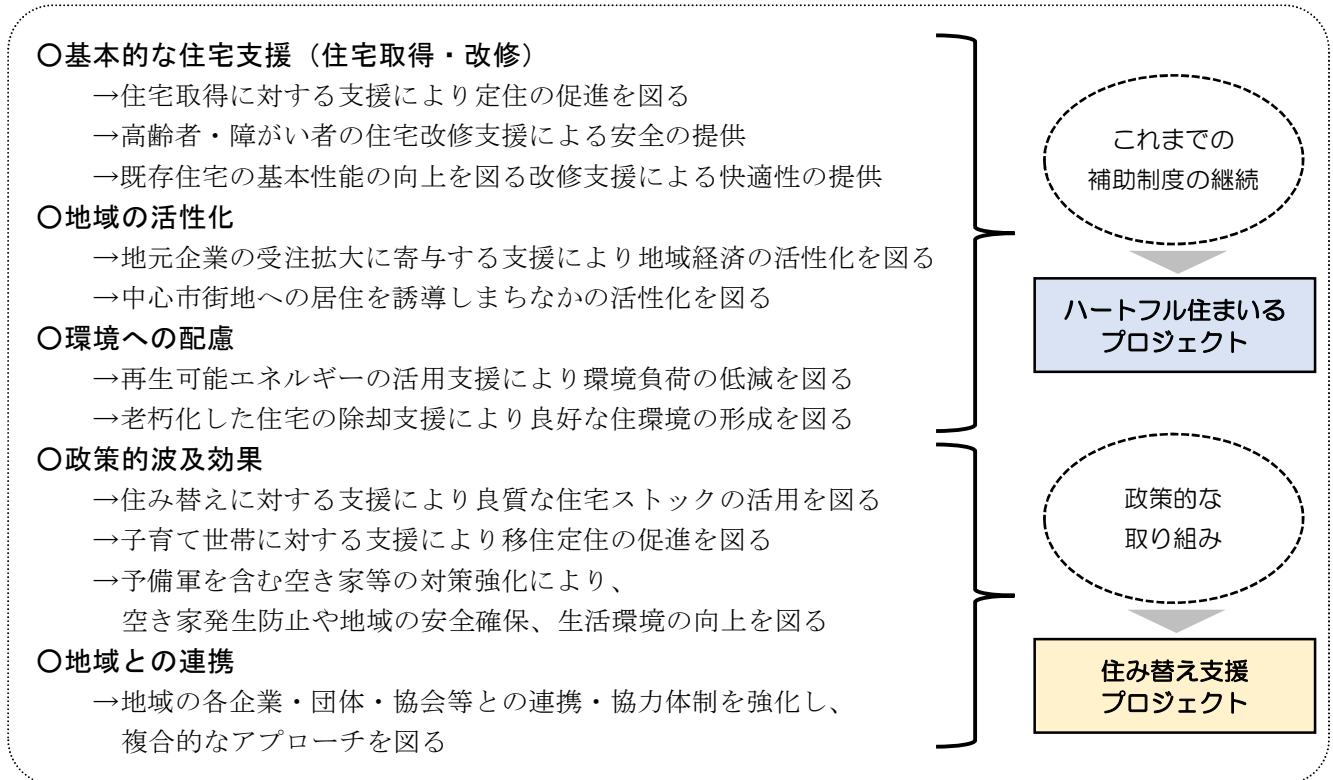
● 第4章 砂川市における重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定
2. 重点プロジェクト「砂川住まいるサポートプロジェクト」の展開

1. 重点プロジェクトの設定

従前計画では、重点プロジェクトとして「砂川住まいるサポートプロジェクト」を設定し、取組みを進めてきました。従前計画で設定したプロジェクトを踏襲し、これまでの取組み状況と整合性を図り、再整理した上で継続することとします。

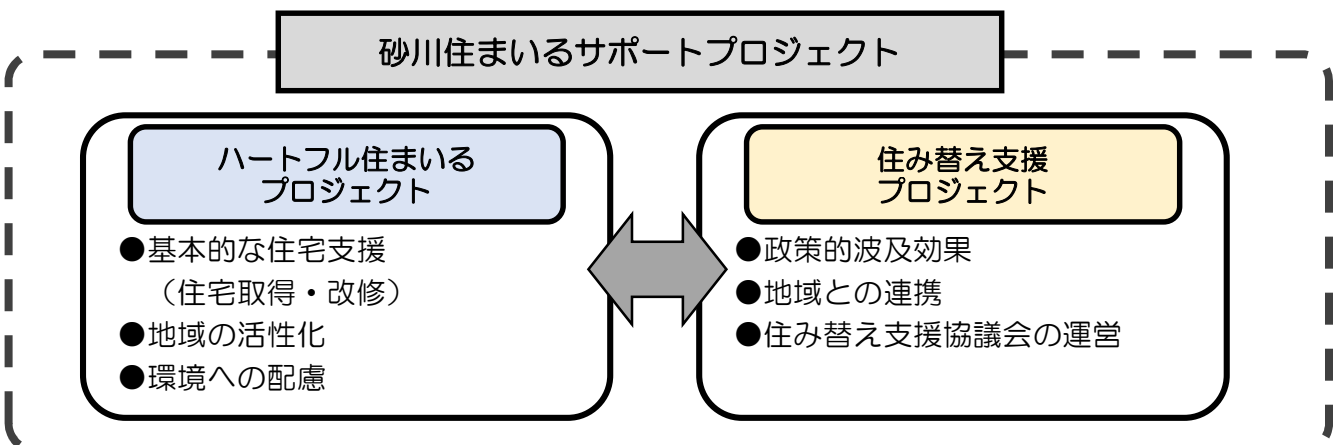
◆重点プロジェクトの視点及び位置づけ



上記に基づき以下の2つを重点プロジェクトとして設定します。

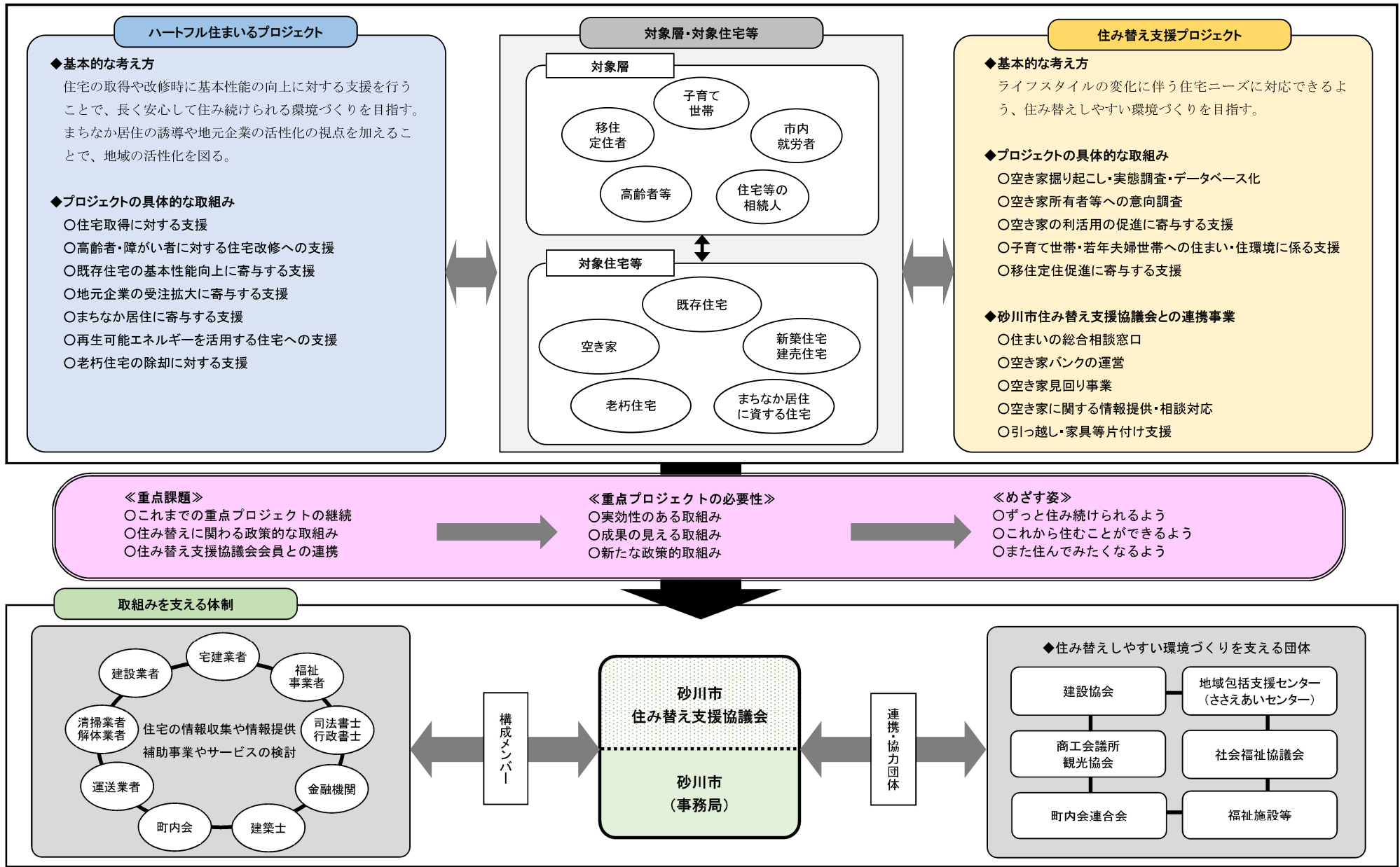
- これまでの補助制度を継続し、住宅の取得・改修・除却に対する基本的な住宅支援を実施
…「ハートフル住まいるプロジェクト」
- 柔軟かつ効果的に政策的な取り組みを波及させることを目指す
…「住み替え支援プロジェクト」

そして、2つの重点プロジェクトを「砂川住まいるサポートプロジェクト」と総称し、一体的・総合的に取組みを進めることで、プロジェクトの効果を高めていきます。



2. 重点プロジェクト「砂川住まいるサポートプロジェクト」の展開

- 「ハートフル住まいるプロジェクト」：ハートフル住まいる補助制度を中心に、住宅の取得、改修や除却、まちなか居住、再生可能エネルギー活用等に対する支援を展開
- 「住み替え支援プロジェクト」：住み替え支援協議会を核とした、地域の各企業・団体・協会等との連携・協力、住み替え支援補助制度による移住定住・子育て支援等を展開

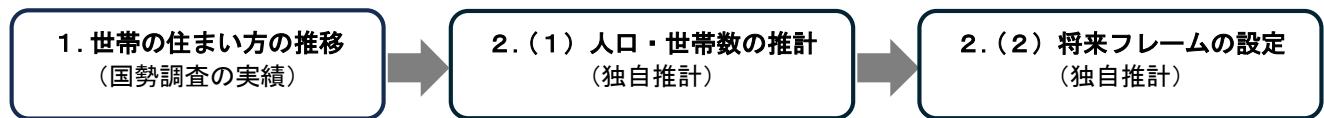


● 第5章 砂川市の住宅施策の推進に向けて

1. 砂川市の住まい方の推移
2. 将来フレーム（人口・世帯・住まい方）の設定
3. 計画の推進に向けて

1. 砂川市の住まい方の推移

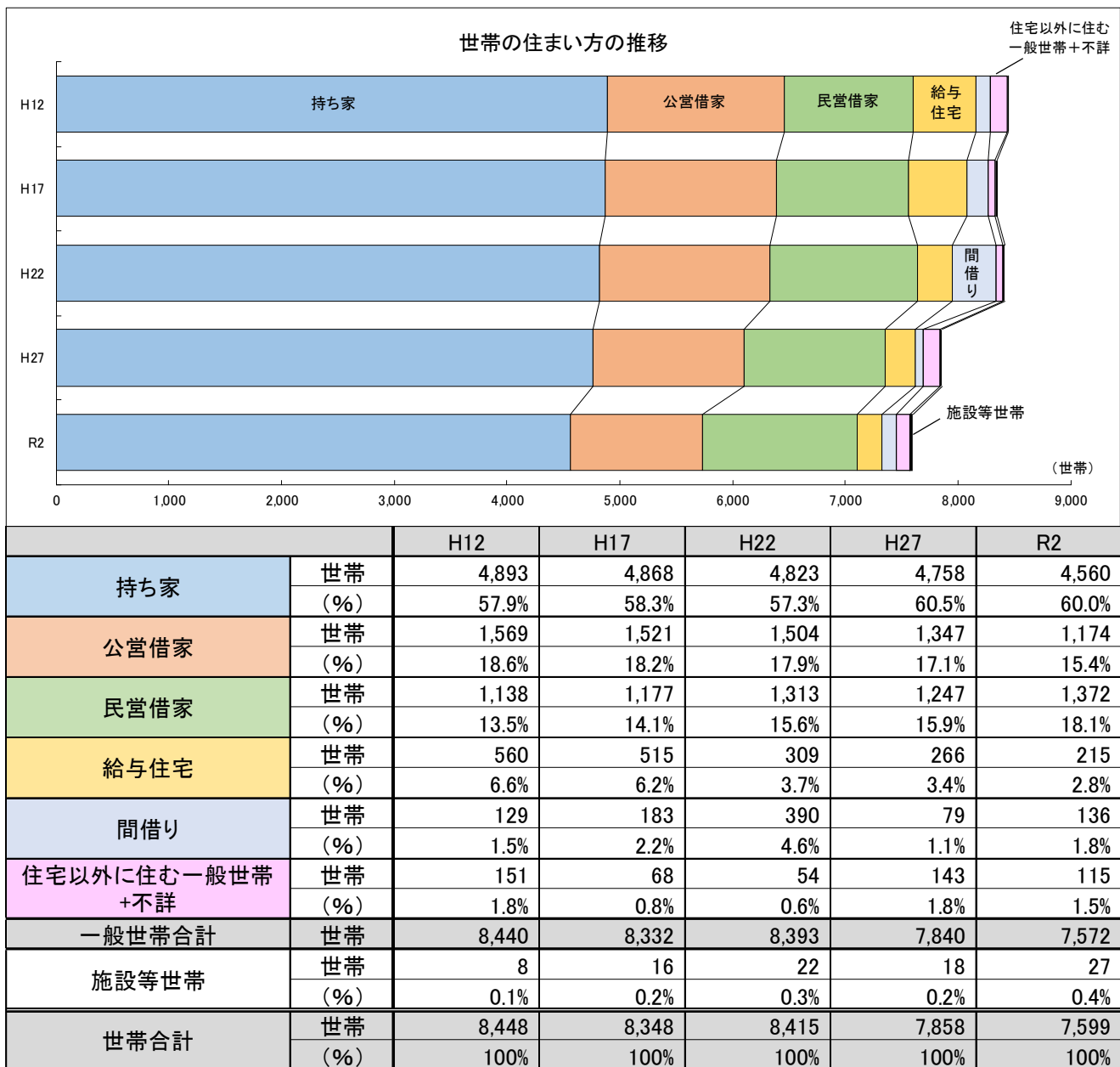
ここでは、砂川市における住まい方の推移を国勢調査に基づいて調査します。この住まい方の推移は、次節の住まい方の将来フレーム（持ち家や公営借家などの世帯の住まい方）の推計の根拠となります。



(1) 世帯の住まい方の状況

- ・持ち家に居住する世帯は、構成比率については60%前後で推移していますが、世帯数については減少傾向にあります。
- ・公営借家に居住する世帯は、構成比率・世帯数共に減少傾向にあります。
- ・民営借家に居住する世帯は、構成比率については増加傾向を続けていますが、世帯数については平成27年で一度減少に転じましたが、全体としては増加傾向にあります。

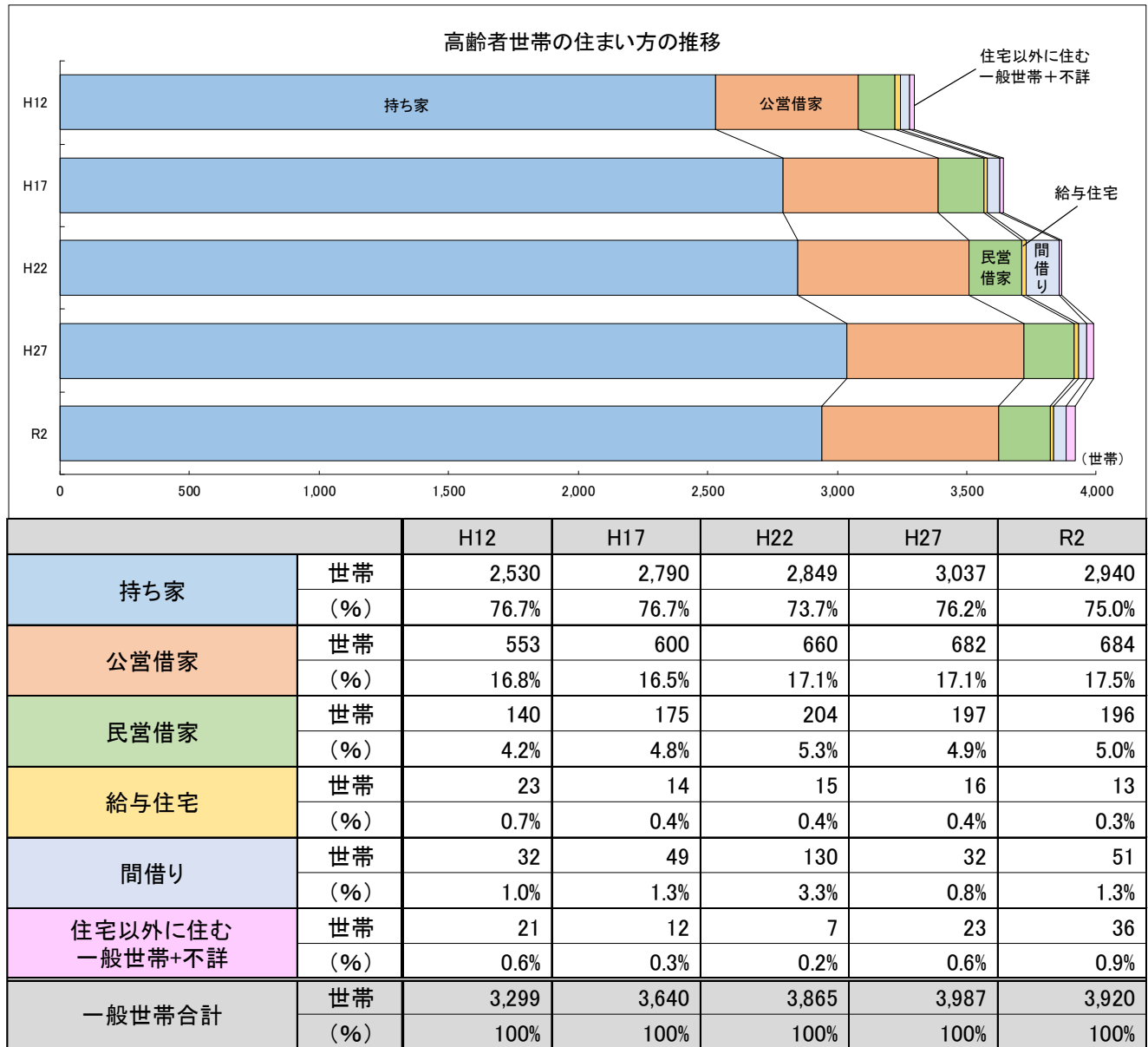
◆世帯の住まい方の推移



(2) 高齢者世帯（65歳以上の世帯員がいる一般世帯）の住まい方の状況

- ・持ち家に居住する世帯は、構成比率については75%前後で推移していますが、世帯数については令和2年から減少に転じています。
- ・公営借家に居住する世帯は、構成比率については微増傾向にあり、世帯数は増加を続けています。
- ・民営借家に居住する世帯は、構成比率については5%前後で推移していますが、世帯数については平成27年以降減少傾向にあります。

◆高齢者世帯（65歳以上の世帯員がいる一般世帯）の住まい方の推移



資料：国勢調査

2. 将来フレーム（人口・世帯・住まい方）の設定

本計画は、計画期間を令和7年～令和16年度、構想期間を令和17年～26年度とすることから、目標年を令和16年と令和26年とします。

ここでは、（１）で目標年における人口・世帯数の推計、（２）で目標年における住まい方の将来フレームの推計をします。この推計が目標年における住まい方の世帯数（将来フレーム）の設定となります。

（１）砂川市における人口・世帯数の推計

- ① 将来の人口推計 : 砂川市第7期総合計画の将来人口を基に推計
- ② 将来の平均世帯人員推計 : 国勢調査の実績値及び国立社会保障・人口問題研究所が公表する全国の平均世帯人員の推移を基に砂川市の平均世帯人員を推計
- ③ 将来の世帯数の推計 : ①将来の人口推計を②将来の平均世帯人員推計の推計値で除して将来の世帯数を推計

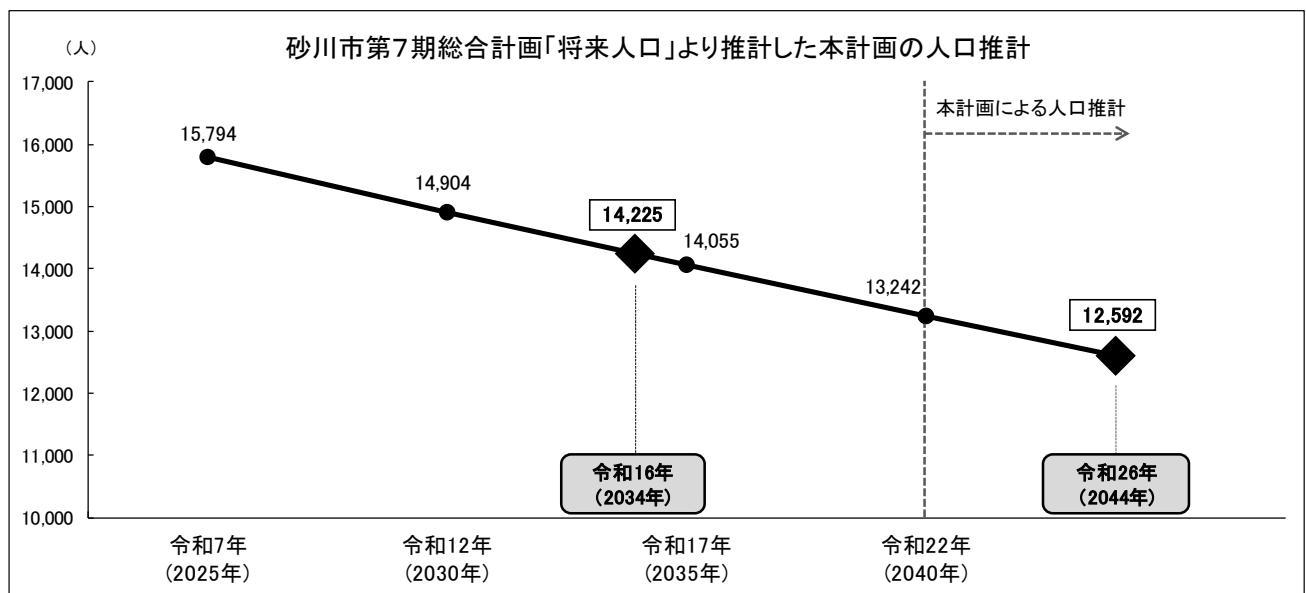
①将来の人口推計

砂川市第7期総合計画の将来人口から算出できる平均減少数を適用して、令和16年及び令和26年の人口を推計します。

■砂川市第7期総合計画「将来人口」より推計した本計画の人口推計

	年	国勢調査	将来人口(市独自推計) (砂川市第7期総合計画)	将来人口の直近5年間の 1年間当たりの平均減少数	本計画における 将来人口推計
実績値	令和2年 (2020年)	16,486人	—	—	—
推計値	令和7年 (2025年)	—	15,794人	—	—
	令和12年 (2030年)	—	14,904人	$(14,904 - 14,055) / 5 =$ -169.8人/年	—
	令和16年 (2034年)	—	—		$14,904 - (169.8 \times 4) =$ 14,225人
	令和17年 (2035年)	—	14,055人	$(14,055 - 13,242) / 5 =$ -162.6人/年	—
	令和22年 (2040年)	—	13,242人		—
	令和26年 (2044年)	—	—	同上と仮定 (-162.6人/年)	$13,242 - (162.6 \times 4) =$ 12,592人
	令和27年 (2045年)	—	—		—

※小数点第1位四捨五入



②将来の平均世帯人員推計

国勢調査による実績値及び国立社会保障・人口問題研究所公表（令和6年4月公表）の全国における平均一般世帯人員の推移推計をもとに令和16年及び令和26年の平均世帯人員を推計します。

■国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所公表の平均一般世帯人員の推移推計に基づく平均世帯人員

	年	国勢調査	全国の平均 一般世帯人員 …①	①の直近5年間の 1年間当たりの 平均変化率…②	砂川市の 平均世帯人員 ※②を適用して算出
実績値	令和2年 (2020年)	2.17	2.21	$(2.21-2.10)/5=0.022$ ※令和2年～令和7年の1年間当たりの平均 変化率	—
推計値	令和7年 (2025年)	—	2.10	$(2.10-2.02)/5=0.016$ ※令和7年～令和12年の1年間当たりの平均 変化率	$2.17-(0.022 \times 5)=2.06$
	令和12年 (2030年)	—	2.02		$2.06-(0.016 \times 5)=1.98$
	令和16年 (2034年)	—	—	$(2.02-1.97)/5=0.01$ ※令和12年～令和17年の1年間当たりの平均 変化率	$1.98-(0.01 \times 4)=1.94$
	令和17年 (2035年)	—	1.97	$(1.97-1.94)/5=0.006$ ※令和17年～令和22年の1年間当たりの平均 変化率	$1.94-(0.01 \times 1)=1.93$
	令和22年 (2040年)	—	1.94		$1.93-(0.006 \times 5)=1.90$
	令和26年 (2044年)	—	—	$(1.94-1.93)/5=0.002$ ※令和22年～令和27年の1年間当たりの平均 変化率	$1.90-(0.002 \times 4)=1.89$
	令和27年 (2045年)	—	1.93		—

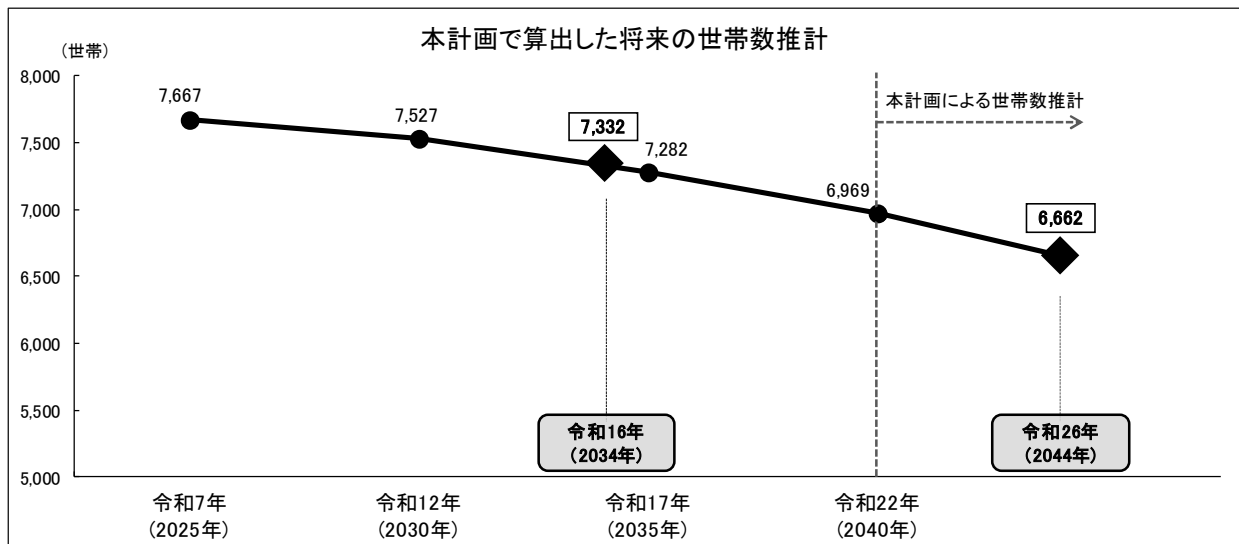
※小数点第3位四捨五入

③将来の世帯数推計

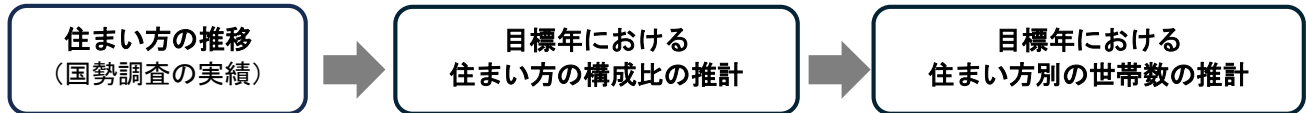
将来の人口推計、将来の平均世帯人員推計に基づいて、将来の世帯数を推計します。

年 度	将来人口推計	÷	平均世帯人員推計	=	将来世帯数推計
令和7年(2025年)	15,794 人	÷	2.06 人/世帯	=	7,667 世帯
令和12年(2030年)	14,904 人	÷	1.98 人/世帯	=	7,527 世帯
令和16年(2034年)	14,225 人	÷	1.94 人/世帯	=	7,332 世帯
令和17年(2035年)	14,055 人	÷	1.93 人/世帯	=	7,282 世帯
令和22年(2040年)	13,242 人	÷	1.90 人/世帯	=	6,969 世帯
令和26年(2044年)	12,592 人	÷	1.89 人/世帯	=	6,662 世帯

※小数点第1位四捨五入



(2) 砂川市の住まい方の将来フレームの設定



■ 砂川市の住まい方別の実績値及び将来フレーム

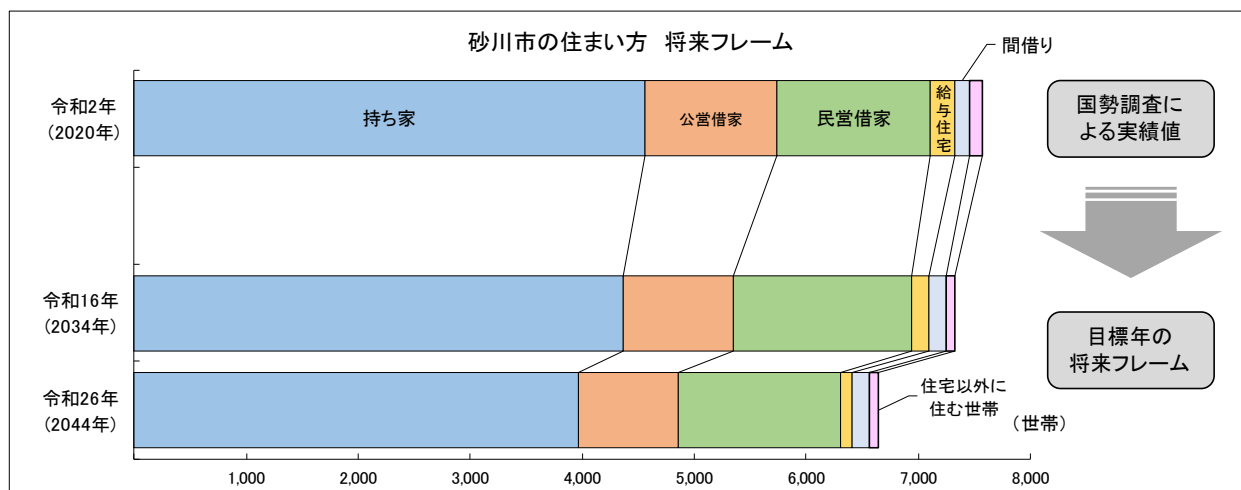
		国勢調査 実績値					将来フレーム	
		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和16年 (2034年)	令和26年 (2044年)
世帯数合計	世帯数	8,448	8,348	8,415	7,858	7,599	7,332	6,662
施設等の世帯	世帯数	8	16	22	18	27	11	16
	構成比	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%
一般世帯	世帯数	8,440	8,332	8,393	7,840	7,572	7,321	6,646
	構成比	99.9%	99.8%	99.7%	99.8%	99.6%	99.8%	99.8%
持ち家	世帯数	4,893	4,868	4,823	4,758	4,560	4,368	3,970
	構成比	58.0%	58.4%	57.5%	60.7%	60.2%	59.7%	59.7%
公営借家	世帯数	1,569	1,521	1,504	1,347	1,174	980	887
	構成比	18.6%	18.3%	17.9%	17.2%	15.5%	13.4%	13.3%
民営借家	世帯数	1,138	1,177	1,313	1,247	1,372	1,586	1,444
	構成比	13.5%	14.1%	15.6%	15.9%	18.1%	21.7%	21.7%
給与住宅	世帯数	560	515	309	266	215	160	109
	構成比	6.6%	6.2%	3.7%	3.4%	2.9%	2.2%	1.7%
間借り	世帯数	129	183	390	79	136	158	149
	構成比	1.5%	2.2%	4.7%	1.0%	1.8%	2.1%	2.3%
住宅以外に住む 一般世帯	世帯数	151	68	54	143	115	69	87
	構成比	1.8%	0.8%	0.6%	1.8%	1.5%	0.9%	1.3%

※住まい方別の構成比については、一般世帯に対する構成比

前項で、人口・世帯数ともに減少していくと推計しました。

住まい方別の将来フレームについては、持ち家・公営借家・給与住宅は、世帯数全体の減少にともない減少していくと推計されます。

民営借家については、これまでの構成比率が増加傾向を示していることから、令和16年まで同様に増加し世帯数のピークを迎え、その後全体の世帯数の減少にともなって減少していくと推計されます。



住まい方の将来フレームの設定方法

◇施設等の世帯¹⁾：

平成12年から増加と減少を繰り返しており、令和16年及び令和26年は平均構成比である0.2%を維持すると仮定します。

◇一般世帯：

平成12年から増加と減少を繰り返しており、令和16年及び令和26年は平均構成比である99.8%を維持すると仮定します。

※一般世帯の住まい方別の推計は以下のとおり

●持ち家：

平成12年から50%台後半から60%台前半で増加と減少を繰り返しており、令和16年及び令和26年は平均構成比である59.7%を維持すると仮定します。

●公営借家：

砂川市公営住宅等長寿命化計画（令和3年度策定）で設定された入居世帯数（推計値）から、1年間あたりの減少率を割り出した上で戸数を設定します。

・令和13年の入居世帯数（推計値）：997戸 1年間あたりの平均減少率：0.55%

→令和16年の入居世帯数：980戸と仮定

・令和23年の入居世帯数（推計値）：907戸 1年間あたりの平均減少率：0.70%

→令和26年の入居世帯数：887戸と仮定

●民営借家：

増加傾向にあるため、令和16年は平成12年から令和2年の平均増加率（5年間あたり1.2ポイント）である21.7%で推移すると仮定し、令和26年は構成比21.7%を維持すると仮定します。

●給与住宅：

減少傾向にあるため、令和16年は平成27年から令和2年の減少（-0.6ポイント）で推移すると仮定し、令和16年は構成比2.2%、令和26年は構成比1.6%と仮定します。

●間借り：

平成12年から増加と減少を繰り返しているため、今後は平成12年から令和2年の平均構成比（2.2%）を継続すると仮定します（ただし、戸数としては減少傾向と仮定します）。

●住宅以外に住む一般世帯²⁾：

調査年度によってばらつく傾向があるため、構成比1.0%前後で推移すると仮定します。

1)施設等の世帯：

学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内等の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯。

2)住宅以外に住む一般世帯：

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物に住む世帯。

3. 計画の推進に向けて

(1) 市民・事業者及び行政の役割

本計画の基本理念・基本目標の実現に向け、市民・住宅関連事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力しながら住まいづくりを進めていく必要があります。

・市民の役割（住環境形成への参加）

市民は、安心・安全・快適な住みよいまちをつくるため、行政や事業者等から発信される情報を積極的に収集するなど、住まいに関する関心を深めていく必要があります。

また、住宅の維持管理に努め、地域のコミュニティ活動に積極的に参加するなど、地域の住宅・住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

・住宅関連事業者の役割（良質な住まいの提供）

住宅関連事業者等は、良質で多様な住宅を供給する役割を担うことから、住まい手のニーズに対応した適切なアドバイスや情報の提供を行い、安心・安全・快適な住まいの提供が求められます。

また、専門技術力の維持・向上に努め、良質な住宅・住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

・行政の役割（総合的な住宅施策の展開）

行政は、住宅政策と関連の深いまちづくり分野や、福祉分野などの庁内関係部局、さらには国・北海道などの関係部局と連携を図りながら、必要な住宅施策の展開や情報提供、良好な住宅・住環境整備にかかわる仕組み・体制づくりなどの支援を行います。

また、公営住宅等の空洞化を解消するため、将来フレーム推計値より、一步踏み込んだ住棟の集約を計画的に進め、住宅セーフティネットの構築に必要な公営住宅等の計画的な維持・管理の推進について、市民や地域、住宅関連事業者等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

(2) 計画の見直し等

社会情勢の変化などに応じて柔軟に対応することとし、見直しにあたっては、各施策の達成度について評価を行い、次期計画へ反映させます。各施策の評価については、長期的な視点に立ち、本計画の策定事務局が主体となって評価・見直しを行います。

● 資料編

1. 従前計画施行開始から現在までの取組み状況

(1) 住生活基本計画に関わる取組みの経緯

年度	市の取組み
平成 26 年度	・「砂川市住生活基本計画」改訂
平成 27 年度	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充
平成 28 年度	・砂川市住み替え支援協議会設立 ・同協議会における登録物件（空き家バンク）制度開始 ・空き家調査・空き家台帳作成 ・「砂川市空家等対策計画」策定
平成 29 年度	・建設部建築住宅課に住生活支援係新設 ・建設部建築住宅課内に総合相談窓口設置 ・【砂川市シルバー人材センター】「空き家等の適正管理に係る協定」締結 ・【住宅金融支援機構】「フラット 35 子育て支援型・地域活性化型に係る相互協力に関する協定」締結
平成 30 年度	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充及び「住み替え支援補助制度」開始 ・市内空き家一斉実態調査実施
令和 3 年度	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充及び「住み替え支援補助制度」拡充 ・市内空き家一斉実態調査実施 ・「砂川市公営住宅等長寿命化計画」改訂
令和 4 年度	・公営住宅跡地を利用した移住・子育て世帯への戸建て用分譲地優遇販売実施 ・「砂川市空家等対策計画」改訂
令和 5 年度	・砂川市初の特定空家認定・略式代執行実施 ・【札幌司法書士会】「砂川市における空き家等対策に関する協定」締結
令和 6 年度	・市内空き家一斉実態調査実施 ・「砂川市住生活基本計画」改訂

(2) 住生活基本計画に関わる取組みの実績

① 補助金交付実績

《ハートフル住まいる補助制度》

◆ まちなか住まいる（住宅建設または購入）補助金

新築住宅の建設費の一部または建売住宅、中古住宅の購入費の一部を補助する制度。

市が設定する「まちなか居住区域」内で新築・中古住宅の購入をした場合には補助率を優遇、さらに市内業者で新築した場合も補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	50	43	35	49	55	47	50	58	61

◆ 永く住まいる（住宅改修）補助金

自ら居住する住宅の外壁・屋根等の改修工事等、断熱改修工事、中古住宅購入後（登記変更後1年以内）に行う改修工事等を対象に、工事費の一部を補助する制度。市内業者で改修した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	45	49	46	71	97	90	132	133	140

◆ 高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金

介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が居住する住宅を対象に、手すりの設置や段差の解消等の改修工事費の一部を補助する制度。市内業者で改修した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	20	9	21	33	23	17	26	26	16

◆ 老朽住宅除却費補助金

住環境の向上および市民の安全と安心の確保を目的として、老朽住宅の除却工事費用の一部を補助する制度。市内業者で除却した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	7	10	10	27	39	33	38	39	38

◆ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自然エネルギーの利用を促進することを目的として、住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助する制度。市内業者で設置した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	2	2	2	2	2	2	12	10	14

《住み替え支援補助制度》

◆ 登録物件促進補助金

砂川市住み替え支援協議会の登録物件（空き家バンク）に空き家情報を登録し、売買または賃貸の契約が成立した場合に補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	14	15	23	16	20	24

◆ 同居近居促進補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居または近居（同一小学校区または市内の直線距離で2キロメートル以内に居住）した者に対して補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	13	27	28	20	24	20

◆ 子育て支援補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入した子育て世帯及び若年夫婦世帯に対して補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援世帯(件)	20	45	35	29	37	34
子の数(人)	32	81	64	43	61	54
若年夫婦世帯(件)	1	3	5	12	6	10

◆ 移住促進補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、砂川市外から市内に転入した者に対して補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	8	15	17	18	16	24

◆ 医療・介護従事者移住定住促進補助金【令和3年4月新規】

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、市内の医療・介護施設等に通算1年以上、かつ週20時間以上勤務している者に対して補助金を交付制度。

年度	R3	R4	R5
交付件数(件)	9	9	11

② 総合相談窓口件数

建築住宅課内に総合相談窓口を開設。住み替え支援協議会と連携し、住宅に関する相談をワンストップで対応。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数(件)	74	93	97	68	74	81	92

③ 登録物件（空き家バンク）件数（登録・成約）

申請のあった利用されていない住宅を空き家情報として登録し、市のホームページに公開する制度。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	成約率
新規登録件数(件)	11	14	28	26	20	22	34	25	180	94.0% 158/168
取下件数(件)	0	2	3	4	2	1	0	0	12	
成約件数(件)	4	20	20	19	25	23	28	27	158	

※成約件数とは登録した物件が売買・賃貸契約が成約した件数

④ 空き家把握件数

年3回新たに発生する空き家の把握に努めている。また、3年に一度、把握している全ての空き家について現状を確認するため、一斉実態調査を実施。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
把握件数(件)	252	296	313	332	339	336	338	344

※各年6月時点（H29は7月時点）

⑤ 住み替え支援協議会

高齢者世帯及び子育て世帯が居住する住宅の規模や、世帯構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境づくりを目指して平成28年度に設立。

不動産業者や町内会連合会、福祉事業者、シルバー人材センターなど住み替えに関係する会員で構成。

平成28年5月設立当初会員数	8名
令和6年10月末現在会員数	31名

2. 砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 市の現状や地域特性に応じた住宅施策の基本目標、基本的な展開方向及び具体的な推進方策を定め、総合的な住宅施策の推進に関する砂川市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、関係団体等の意見を聴取するため、砂川市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討を行う。

- （1） 計画に関すること。
- （2） その他市長が必要と認めること。

（委員）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる団体が推薦する者、関係職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、計画策定の終了時までとする。

（委員長）

第4条 委員長は副市長がその任に当たり、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 委員会を円滑に運営するために、事務局を建設部建築住宅課に置く。

（作業部会）

第7条 委員長は、関係部局の職員等によって構成される作業部会を設置し、計画策定の推進と庁内調整を図る。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

砂川市住生活基本計画策定委員会

	所 属
委 員 長	副市長
委 員	砂川市社会福祉協議会
	砂川商工会議所
	砂川建設協会
	砂川市地域包括支援センター
	北海道建築士事務所協会空知支部
	総務部長
	市民部長
	保健福祉部長
	経済部長
	建設部長
	その他市長が必要と認める者

3. 砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱

（設置）

第1条 砂川市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、基本的事項の整理、個別事項の選定及び砂川市住生活基本計画策定委員会の運営を円滑に推進するため、砂川市住生活基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作業部会は、計画の策定に関する事項について検討を行うものとする。

（委員）

第3条 作業部会の委員は、別表のとおりとする。

（運営）

第4条 作業部会に部会長を置く。

2 部会長には、建設部建築住宅課長の職にある者をもって充てる。

3 作業部会は、部会長が招集する。

4 部会長は、必要に応じ、委員以外の者を作業部会へ出席させ、必要な資料の提出若しくは説明又は意見を求めることができる。

（設置期間）

第5条 作業部会の設置期間は、計画策定の終了時までとする。

（事務局）

第6条 作業部会の事務局は、建設部建築住宅課に置き、事務局員は委員を兼ねる。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

砂川市住生活基本計画策定作業部会委員

	所 属
委 員	総務部市長公室課長
	総務部政策調整課長
	市民部市民生活課長
	保健福祉部社会福祉課長
	保健福祉部子育て支援課長
	保健福祉部子育て支援課長補佐
	保健福祉部介護福祉課長
	保健福祉部ふれあいセンター所長
	経済部商工労働観光課長
	経済部商工労働観光課副審議監
	建設部土木課長

砂川市住生活基本計画策定作業部会委員

	所 属
事務局員	建設部建築住宅課長
	建設部建築住宅課住生活支援係長
	建設部建築住宅課住宅係長
	建設部建築住宅課建築係長
	建設部建築住宅課建築指導係長

砂川市住生活基本計画

発 行：北海道砂川市建設部建築住宅課
住 所：〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目 1-1
TEL：0125-54-2121
FAX：0125-54-2568
ホームページ：<https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>